

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年2月16日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・ライフ・プラン30 ドイチェ・ライフ・プラン50 ドイチェ・ライフ・プラン70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイチェ・ライフ・プラン30

ドイチェ・ライフ・プラン50

ドイチェ・ライフ・プラン70

（以下、上記ファンドを総称して「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「各ファンド」という場合があります。）

（注）以下、各項目等に特に記載がない場合は、上記ファンド共通の内容となります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて2,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成22年2月17日から平成23年2月15日まで（継続申込期間）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社の後

記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、取得申込みの取扱いを行った販売会社（上記「（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産()	MMF MRF ETF	インデックス型
追加型投信	内外	資産複合		特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	ロング・ ショート型 ?絶対収益 追求型
	年4回	欧州				
不動産投信	年6回 (隔月)	アジア				
	年12回 (毎月)	オセアニア				
その他資産(投資信託証 券(資産複合(株式、債 券)))	日々	中南米				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
		中近東(中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド(投資信託証券)を通じて実質的に複数の資産(株式及び債券)に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「資産複合」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

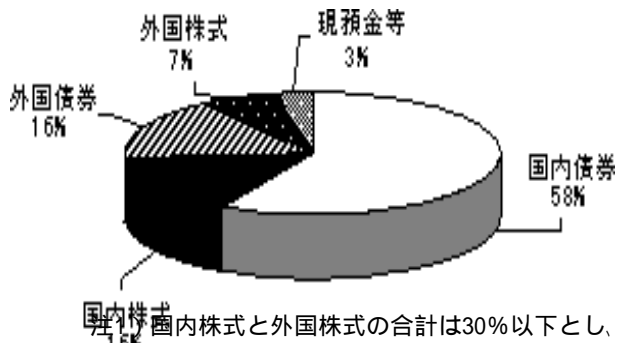
ファンドの特色

- a. 国内債券・国内株式・外国債券・外国株式等へ投資する各マザーファンドへの分散投資により、リスクを低減しつつ中長期的な安定収益の獲得を目指します。
- b. 資産配分の中立的配分となる「基本アセット・ミックス」を決定し、一定の範囲内で資産配分の調整を行います。

<基本アセット・ミックス>

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

(平成21年12月末日現在)



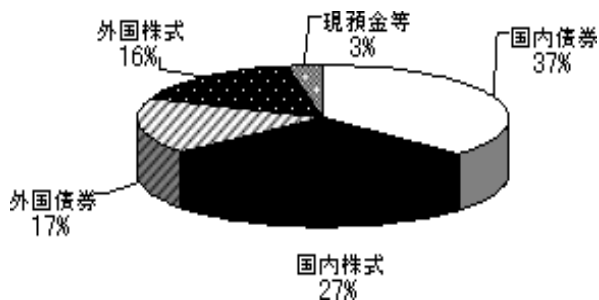
	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	58	± 10
国内株式	16	± 5
外国債券	16	± 5
外国株式	7	± 5
現預金等	3	0-8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は30%以下とし、外国株式と外国債券の合計は30%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

(平成21年12月末日現在)



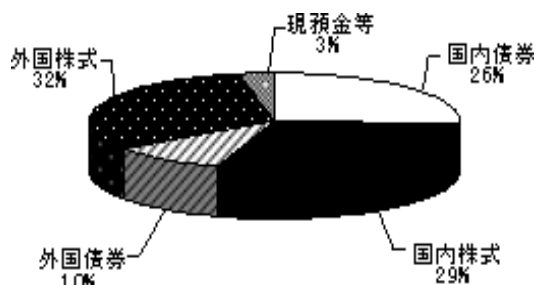
	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	37	± 10
国内株式	27	± 5
外国債券	17	± 5
外国株式	16	± 5
現預金等	3	0-8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は50%以下とし、外国株式と外国債券の合計は40%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

(平成21年12月末日現在)



	中立配分 (%)	変更限度枠 (%)
国内債券	26	± 10
国内株式	29	± 5
外国債券	10	± 5
外国株式	32	± 5
現預金等	3	0-8
合計	100	

注1) 国内株式と外国株式の合計は70%未満とし、外国株式と外国債券の合計は50%以下とします。

注2) 基本アセット・ミックスは変更される場合があります。

- c. ベンチマーク（運用を評価するための指標）を定め、アクティブ運用によって、ベンチマークを上回る収益を追求します。

ベンチマーク

各ファンドのベンチマークは、委託会社が、国内債券：NOMURA - B P I総合、国内株式：T O P I X（東証株価指数：配当込み）、外国債券：シティグループ世界国債インデックス（除く日本）、外国株式：M S C Iコクサイ指数（配当込み）、現預金等：有担保コール・レートをそれぞれ中立配分で加重して計算したものです。

項目	各資産のベンチマーク
国内債券	NOMURA - B P I総合 ¹
国内株式	T O P I X（東証株価指数：配当込み） ²
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本） ³
外国株式	M S C Iコクサイ指数（配当込み） ⁴

1 NOMURA - B P Iは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA - B P Iを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

2 T O P I X（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、T O P I Xの算出もしくは公表の停止またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

3 シティグループ世界国債インデックス（除く日本）は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

4 M S C Iコクサイ指数は、M S C Iインク（以下「M S C I」といいます。）が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C Iに帰属します。また、M S C Iは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

主な投資対象

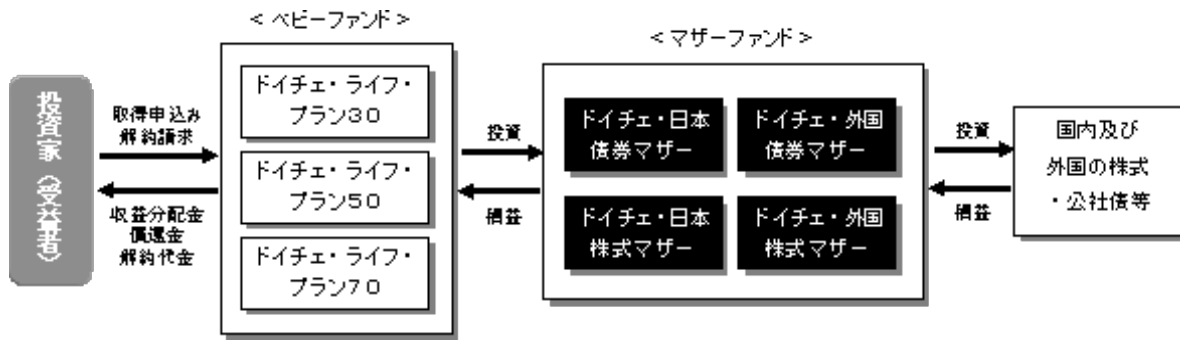
各マザーファンドへの投資を通じて、下記投資対象に投資します。

項目	主な投資対象
国内債券	ベンチマーク採用銘柄のうちシングルA格相当以上の公社債
国内株式	わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式
外国債券	ベンチマーク採用国のシングルA格相当以上の国債
外国株式	ベンチマーク採用国の上場株式

d . 原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますが、為替変動によって為替差損が生じる可能性があると判断した場合は、為替ヘッジを行います。

e . ドイツ銀行グループのグローバル・ネットワーク、年金運用のノウハウを活用したファンドです。ドイツ銀行グループの世界各国拠点のエコノミスト及びアナリスト情報を積極的に運用に活用します。また、基本アセット・ミックスの決定、資産配分の調整及び各資産毎の運用において、年金運用のアプローチを採用し、安定した収益の獲得を目指します。

f . 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

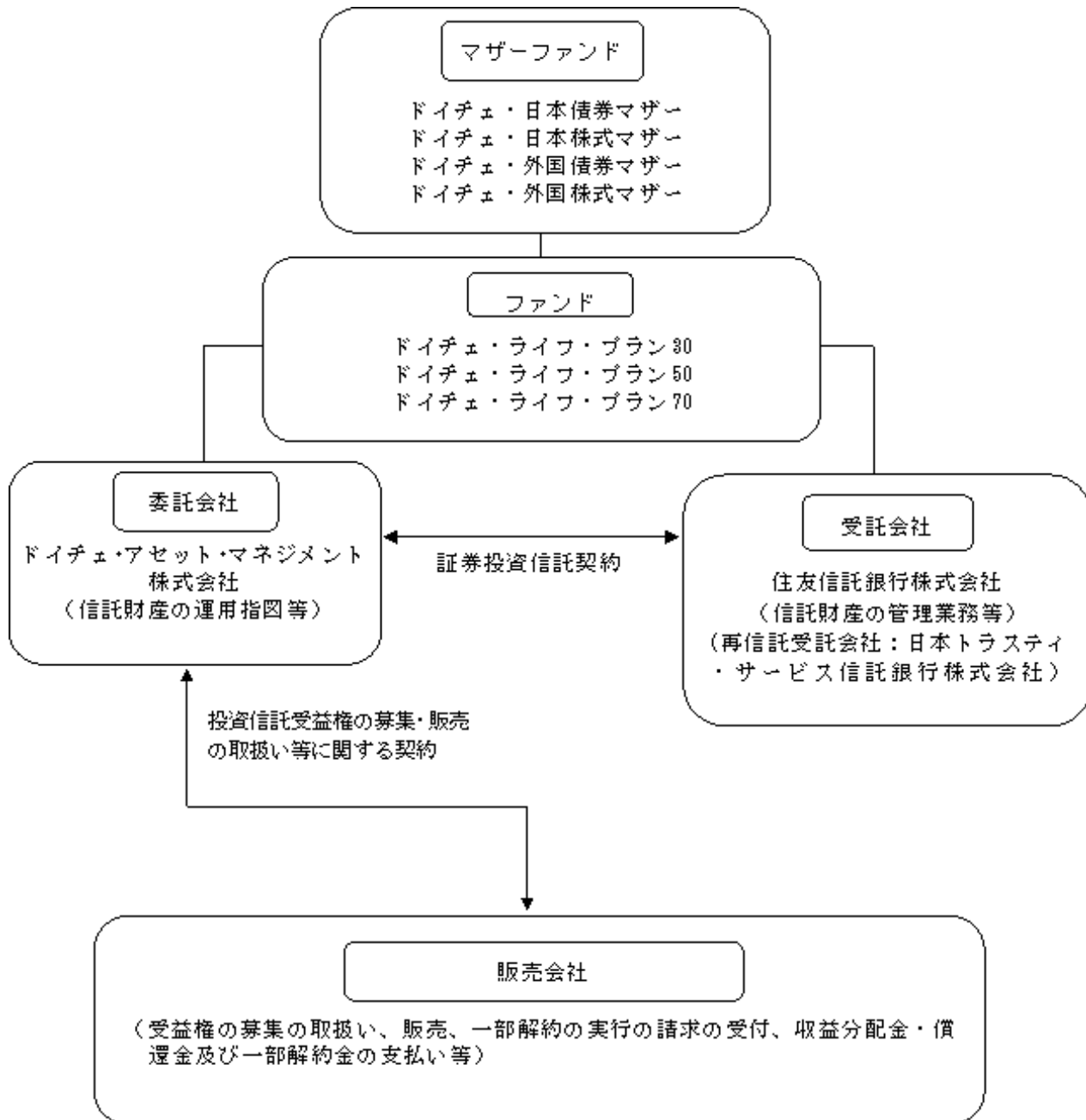


市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのパフォーマンスはベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークは一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

- a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。
- b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
- c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a . 資本金の額（2009年12月末日現在）

3,078百万円

b . 沿革

- | | |
|-------|---|
| 1985年 | モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立 |
| 1987年 | 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得 |
| 1990年 | ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更 |
| 1995年 | ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得 |
| 1996年 | ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 |
| 1999年 | バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメン
ト（株）に社名を変更 |
| 2002年 | チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併 |
| 2005年 | ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サー
ビス業務を統合
資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化 |

c . 大株主の状況（2009年12月末日現在）

名 称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住 所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式： 61,560株
所有比率： 100%

2【投資方針】

以下、各項目等に特に記載がない場合は、各ファンド共通の内容となります。

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式・公社債及び外国の株式・公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

<マザーファンドの基本方針>

「ドイチェ・日本株式マザー」

主にわが国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・日本債券マザー」

主にわが国の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国株式マザー」

主に外国の株式に投資し、積極的に収益の獲得を目指して運用を行います。

「ドイチェ・外国債券マザー」

主に外国の公社債に投資し、安定収益の獲得を目指して運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券（以下、それぞれ「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。

b. 投資態度

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の30%を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の30%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の50%を、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の40%を超えない範囲で運用を行います。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

1) 主に、ドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券、ドイチェ・外国債券マザー受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券にとどまらず世界各国の株式及び債券に積極的に分散投資を行うことによって、リスクを軽減しつつ中長期的な安定収益の向上を目指します。ただし、日本株式と外国株式の合計の投資額が信託財産の純資産総額の70%未満の範囲で、かつ外国株式と外国債券などの外貨建資産への投資額の合計が信託財産の純資産総額の50%を超えない範囲で運用を行います。

（以下、各ファンド共通）

- 2) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の資産配分の変更と個別資産毎のポートフォリオ運用の両面で、付加価値を高めることを目指します。
- 3) 各資産毎の資産配分の決定・変更は以下のように行います。
 1. 各々のマザーファンド受益証券への中立的な投資配分(基本アセット・ミックス)を以下の要領で決定します。
 -) 3年～5年の中長期的観点で、一定の収益目標を定めます。
 -) 各資産毎(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)に、各国マクロ経済長期見通し等に基づいて、長期的な期待収益率を予測します。
 -) 予測した各資産の期待収益率等を基に、上記の収益目標を達成するための、最適な投資配分比率を求め、基本アセット・ミックスとします。
 -) 長期的な各国マクロ経済見通し等が大きく変化したと判断した場合は、基本アセット・ミックスの見直しを行います。
 2. この基本アセット・ミックスを中立的配分として、四半期毎に戦略的資産配分(各々のマザーファンド受益証券への投資配分)の計画を作成します。その際には、中期的な各国の経済見通し、金利状況、市況動向等をベースに、資産配分の計画を決定します。
 3. 各国の市場見通しや経済見通しに変化があった場合は、一定の変更限度内で資産配分の調整を行います。
- 4) 各マザーファンド受益証券の合計の組入れ率を高位に保つことを基本としますが、市況動向・資金動向などによってはコール・ローン等による現金運用部分を増加させることがあります。
- 5) 実質外貨建資産 については、為替変動によって為替差損が生じる可能性があるかと判断した場合は、為替ヘッジを行います。

「実質外貨建資産」とは、各ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうち各ファンドに属するとみなした額（各ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

<マザーファンドの概要>（詳細については、各マザーファンドの信託約款をご参照下さい。）

各マザーファンドは、信託約款に基づき、以下の概要の通りの運用を行っています。

「ドイチェ・日本株式マザー」

- 1) 主にわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式に積極的に投資を行い、東証株価指数（配当込み）を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、トップ・ダウン及びボトム・アップの両方を活用した運用を行います。業種配分に関しては、マクロ経済・産業分析などを通じて最適な配分を決定します。銘柄選択に関しては、個々の企業のファンダメンタルズ分析、定性分析、バリュエーション分析、将来の成長性などを吟味した上で投資対象の絞込みを行います。
- 3) 業種及び銘柄の分散を行い、ポートフォリオ全体として意図せざるリスクをとることを抑制します。
- 4) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 5) 上記の運用を補完する目的でわが国の企業が発行する外貨建の転換社債、新株引受権証券、外国の取引所におけるわが国の株価指数先物等を行い、外貨建資産を保有することがあります。

- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 7) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・日本債券マザー」

- 1) 主にNOMURA - BPI総合に採用されている公社債に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションやイールド・カーブ等の調整を行います。
- 3) 上記の運用を補完する目的で、外国の証券取引所におけるわが国の有価証券先物取引等を行うために、外貨建資産を保有することがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国株式マザー」

- 1) 主にMSCIコクサイ指数に採用されている国の株式に積極的に投資を行い、同指数を上回る投資成果を目指します。なお、市況動向などによっては、MSCIコクサイ指数に採用されていない国の株式を信託財産の最大10%まで組入れることがあります。
- 2) 付加価値を高めるために、個々の企業のファンダメンタルズ及びバリュエーションを考慮して銘柄選択を行います。
- 3) 株式の組入れはフル・インベストメントを基本としますが、市場環境やファンドキャッシュフロー予測に基づき必要と認められた場合には一時的に株式組入れ比率を引き下げることがあります。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 5) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

「ドイチェ・外国債券マザー」

- 1) 主にシティグループ世界国債インデックス(除く日本)に採用されている国債を中心に投資を行い、同インデックスを上回る投資成果を目指します。
- 2) 付加価値を高めるために、マクロ分析に基づく市場予測によって、アクティブにデュレーションや国別配分等の調整を行います。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約、有価証券の貸付、公社債の空売り及び公社債の借入れを行うことがあります。
- 4) ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたドイチェ・日本株式マザー受益証券、ドイチェ・日本債券マザー受益証券、ドイチェ・外国株式マザー受益証券及びドイチェ・外国債券マザー受益証券のほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記8.までの証券の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で上記16.の有価証券の性質を有するもの
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記9.ならびに上記14.の証券及び証書のうち上記1.の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券及び上記9.ならびに上記14.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記10.の証券及び上記11.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

「ドイチェ・日本株式マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
13. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12.の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.から上記5.までの証券及び上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券及び上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記7.までの証券の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で上記15.の有価証券の性質を有するもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.の証券または証書及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記5.までの証券及び上記8.ならびに上記13.の証券または証書のうち上記2.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9.の証券及び上記10.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記6.までの証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で上記12.の有価証券の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1.から上記5.までの証券及び上記7.の証券または証書のうち上記1.から上記5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記8.の証券及び上記9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

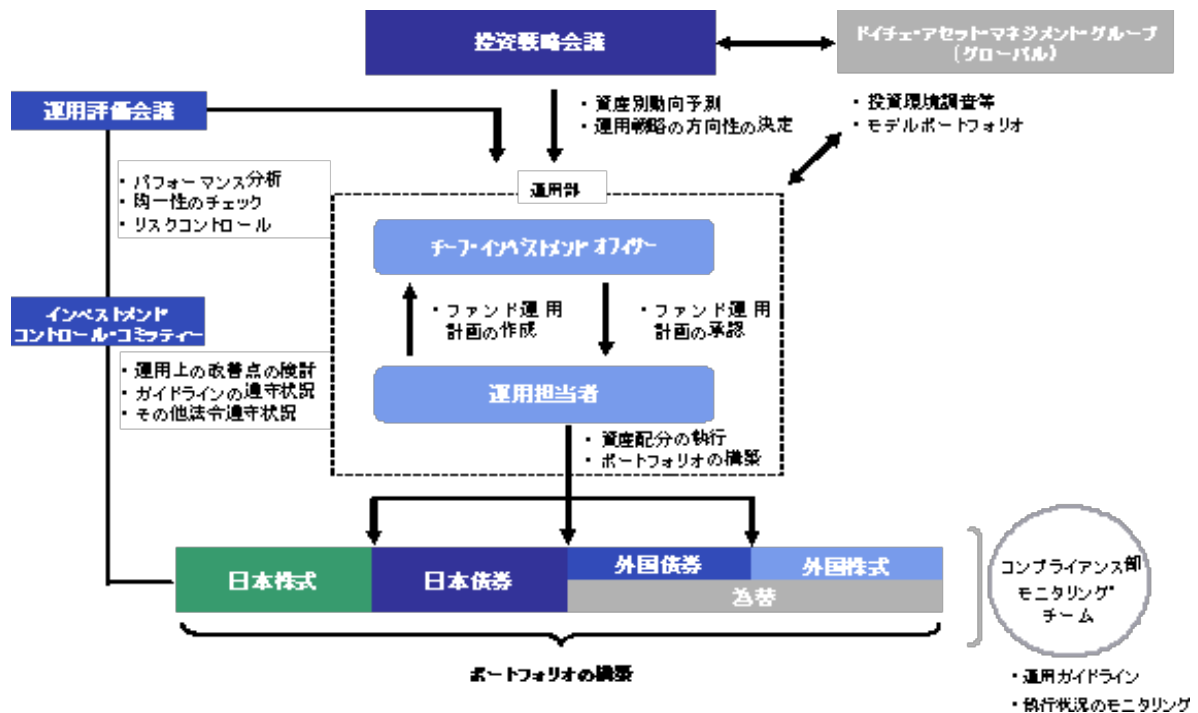
上記 の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

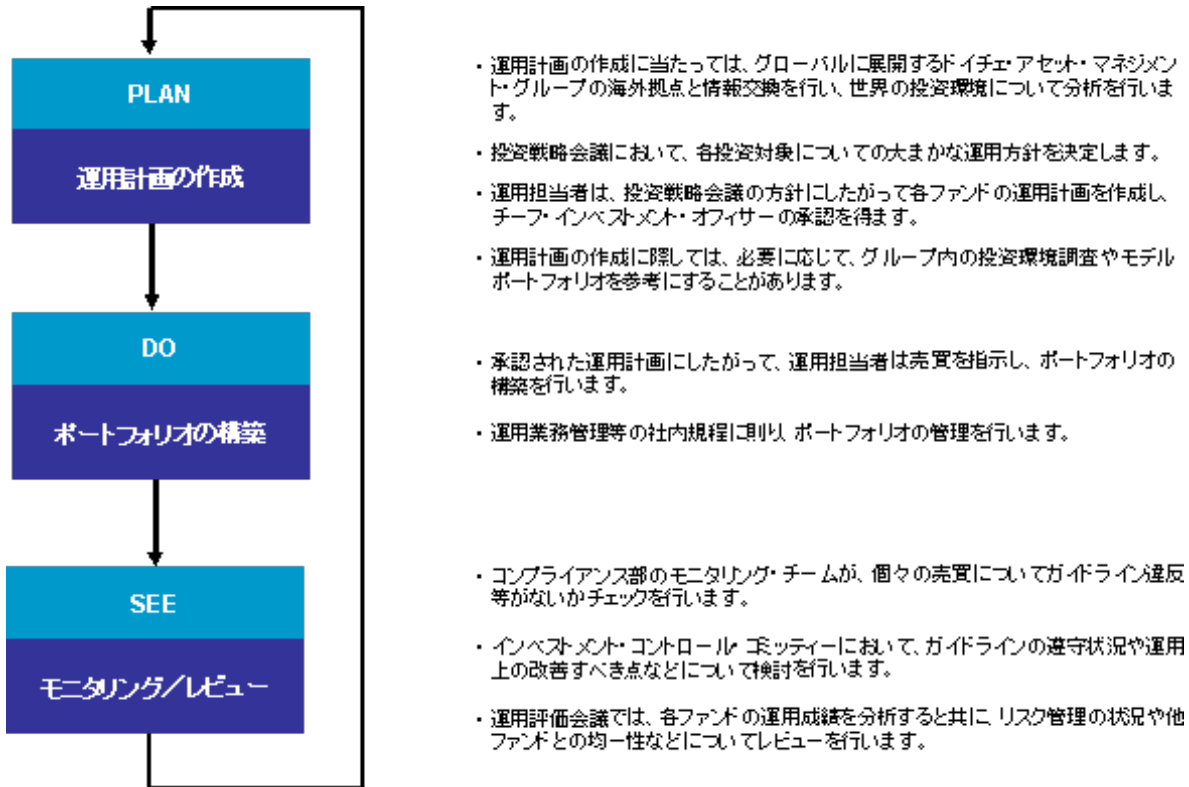
< 運用体制 >



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理など当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程及び運用部内規程により定められています。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

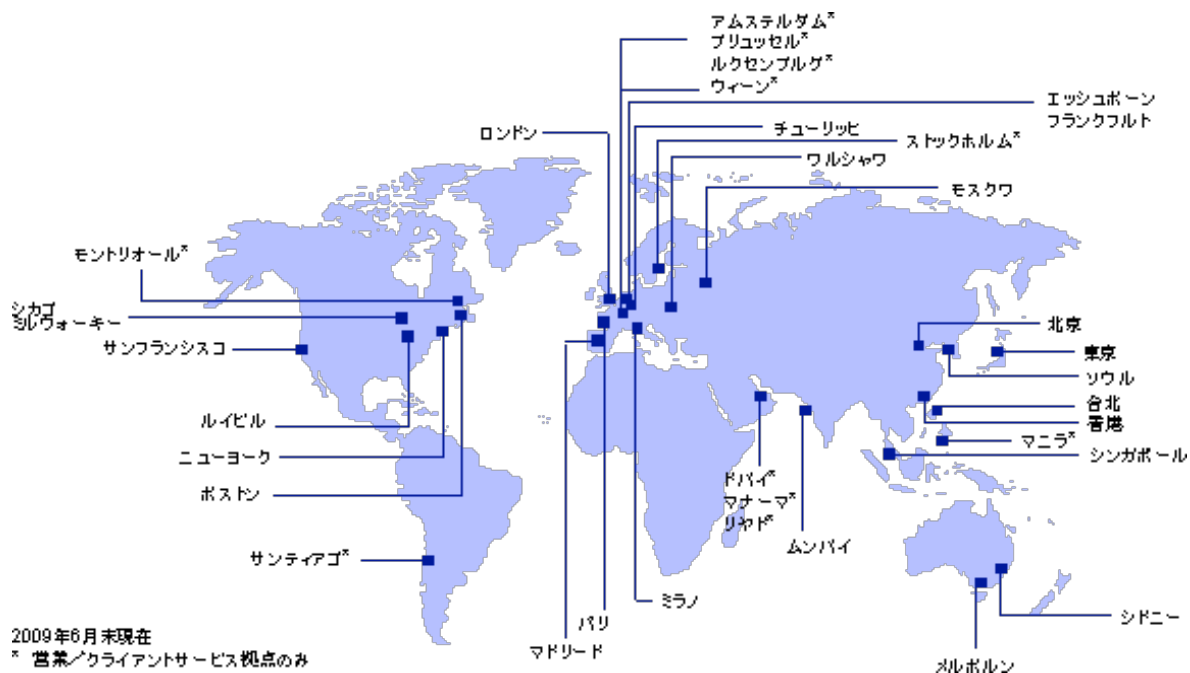
インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、総勢844人のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。



（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時（毎年11月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

（以下、各ファンド共通）

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当

該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- b. 上記 a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a . の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a . に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

「ドイチェ・日本株式マザー」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- b. 上記 a . の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a . の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額

面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・日本債券マザー」

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・外国株式マザー」

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

投資する株式等の範囲

委託会社が受託会社に対して投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「ドイチェ・外国債券マザー」

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし

ます。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引の類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記b. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- c. 上記b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

d. 委託会社は、公社債の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

<法令で定める投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。))第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式及び公社債などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属することとなります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

株価変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります。）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

金利変動リスク

債券の価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、当ファンドが保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式や債券等の有価証券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、当該有価証券の価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは外国の株式や債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

各資産への投資配分に関するリスク

各資産への投資配分（各々のマザーファンド受益証券への投資配分）は、「基本アセット・ミックス」を中立的配分とし、一定の変更限度内で調整を行いますが、相対的に収益率の劣る資産への投資配分を増やすことにより中立的な投資配分をした場合より基準価額のパフォーマンスが劣る場合があります。

ファンドの資金流入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他の留意点

- ・ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消しまたは変更することができます。
- ・ 当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の投資成果を保証するものではありません。また、株式及び金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマーク

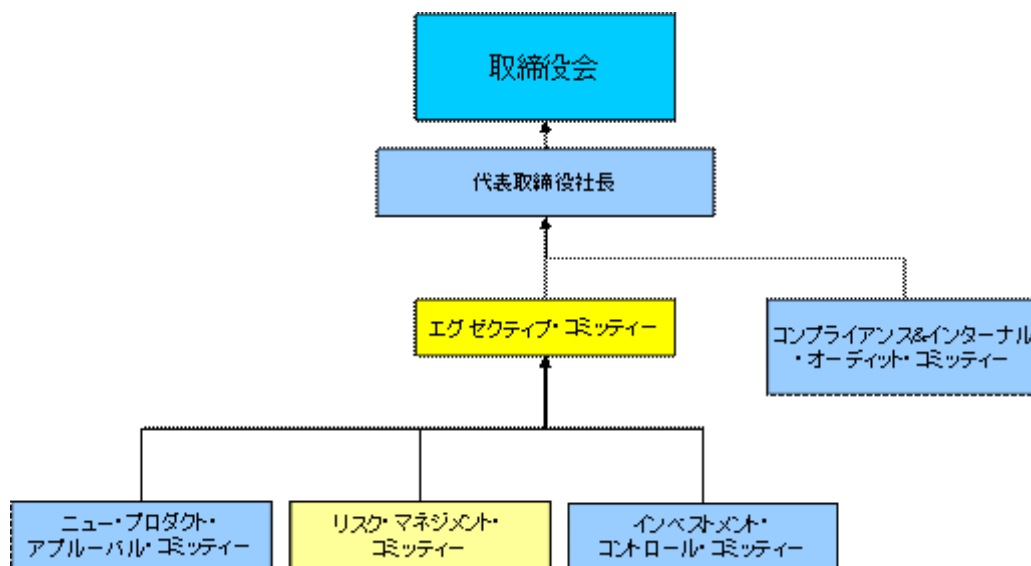
を変更する場合があります。

- ・ 資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・ 各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・ 当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・ 投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・ 法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

リスク管理体制について



各コミッティー等の概要

エグゼクティブ・コミッティー

- ・ 業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。
- ・ 毎月開催

リスク・マネジメント・コミッティー

- ・ リスク管理（主として自己勘定及び委託会社全体に係るリスク）及び内部統制に係る事項について決議する機関です。
- ・ 毎月開催

インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・ 顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
- ・ 毎月開催

ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

- ・ 新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更についても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関です。
- ・ 随時開催

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・ 法務、コンプライアンス及び監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。
- ・ 6ヵ月毎に開催

コンプライアンス部

- ・ 法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部モニタリング・チームが運用ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインのモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

監査部

- ・ 監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

ファンド名称	ドイチェ・ライフ・ プラン30	ドイチェ・ライフ・ プラン50	ドイチェ・ライフ・ プラン70
信託報酬率	年率1.2915% (税抜1.23%)	年率1.5015% (税抜1.43%)	年率1.7115% (税抜1.63%)
委託会社	年率0.6090% (税抜0.58%)	年率0.7140% (税抜0.68%)	年率0.8190% (税抜0.78%)
販売会社	年率0.5775% (税抜0.55%)	年率0.6825% (税抜0.65%)	年率0.7875% (税抜0.75%)
受託会社	年率0.1050% (税抜0.10%)	年率0.1050% (税抜0.10%)	年率0.1050% (税抜0.10%)

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、上記に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、上記により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込みの場合には、当該制度の税制が適用されます。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成21年12月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	9,609,897,263	98.63
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	133,193,999	1.37
合計(純資産総額)	-	9,743,091,262	100.00

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,842,078,738	98.21
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	124,750,386	1.79
合計(純資産総額)	-	6,966,829,124	100.00

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,471,874,559	97.70
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	34,674,256	2.30
合計(純資産総額)	-	1,506,548,815	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

各マザーファンドの投資状況は、以下の通りです。

「ドイチェ・日本株式マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,563,010,960	96.88
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	179,303,613	3.12
合計(純資産総額)	-	5,742,314,573	100.00

「ドイチェ・日本債券マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	9,145,961,600	74.81
特殊債券	日本	205,262,000	1.68
社債券	日本	2,423,755,000	19.83
	オランダ	97,023,300	0.79
	小計	2,520,778,300	20.62
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	352,858,426	2.89
合計(純資産総額)	-	12,224,860,326	100.00

「ドイチェ・外国株式マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	1,840,937,432	47.66
	カナダ	197,076,880	5.10
	ドイツ	65,844,306	1.70
	イタリア	54,367,803	1.41
	フランス	203,660,244	5.27
	イギリス	428,790,566	11.10
	スイス	228,792,984	5.92
	香港	182,495,689	4.72
	シンガポール	45,912,454	1.19
	オランダ	13,794,660	0.36
	スペイン	17,684,700	0.46
	ベルギー	107,595,576	2.79
	デンマーク	12,286,890	0.32
	アイルランド	42,979,200	1.11
	ギリシャ	83,397,600	2.16
	ポルトガル	87,479,040	2.26
	ジャージー	61,368,920	1.59
	アンティル	93,076,260	2.41
	小計	3,767,541,204	97.53
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	95,235,136	2.47
合計(純資産総額)	-	3,862,776,340	100.00

「ドイチェ・外国債券マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,091,822,471	26.97
	カナダ	103,580,888	2.56
	ドイツ	466,506,480	11.52
	イタリア	420,216,720	10.38
	フランス	407,267,520	10.06
	オーストラリア	39,714,910	0.98
	イギリス	311,031,903	7.68
	オランダ	246,428,160	6.09
	スペイン	194,391,120	4.80
	ベルギー	192,768,576	4.76
	ノルウェー	121,018,554	2.99
	オーストリア	85,741,920	2.12
	デンマーク	38,757,780	0.96
	アイルランド	82,106,640	2.03
	ギリシャ	111,244,320	2.75
		小計	3,912,597,962
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	135,331,916	3.34
合計(純資産総額)	-	4,047,929,878	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

< 評価額(全銘柄) >

(平成21年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	2,163,203,100	0.7093 0.7525	1,534,359,959 1,627,810,332	16.71
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	4,615,526,949	1.2014 1.2098	5,545,094,077 5,583,864,502	57.31
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	1,003,351,462	0.8103 0.8483	813,030,792 851,143,045	8.74
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	1,095,898,126	1.4184 1.4117	1,554,421,901 1,547,079,384	15.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

(平成21年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	98.63
合計		98.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

< 評価額(全銘柄) >

(平成21年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	2,545,843,711	0.7093 0.7525	1,805,766,945 1,915,747,392	27.50
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	2,092,244,327	1.2014 1.2098	2,513,622,335 2,531,197,186	36.33
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	1,460,757,302	0.8103 0.8483	1,183,651,641 1,239,160,419	17.79
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	818,852,264	1.4184 1.4117	1,161,460,052 1,155,973,741	16.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

(平成21年12月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	98.21
合計		98.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

< 評価額(全銘柄) >

(平成21年12月30日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	583,149,033	0.7093 0.7525	413,627,610 438,819,647	29.13
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	315,608,319	1.2015 1.2098	379,203,396 381,822,944	25.34
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	602,307,960	0.8104 0.8483	488,126,489 510,937,842	33.91
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	99,379,561	1.4184 1.4117	140,959,969 140,294,126	9.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

(平成21年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	97.70
合計		97.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・日本株式マザー」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成21年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	72,700	3,563.96 3,880.00	259,100,453 282,076,000	4.91
日本	株式	三菱商事	卸売業	72,700	1,983.69 2,305.00	144,214,728 167,573,500	2.92
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	342,000	480.14 452.00	164,211,156 154,584,000	2.69
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	49,200	2,890.07 3,110.00	142,191,756 153,012,000	2.66
日本	株式	キヤノン	電気機器	39,100	3,386.69 3,910.00	132,419,579 152,881,000	2.66
日本	株式	三井物産	卸売業	94,000	1,170.97 1,311.00	110,071,466 123,234,000	2.15
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	31,700	3,741.20 3,650.00	118,596,040 115,705,000	2.01
日本	株式	小松製作所	機械	59,800	1,802.13 1,934.00	107,767,467 115,653,200	2.01
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	38,500	3,032.07 2,645.00	116,735,077 101,832,500	1.77
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	17,100	5,740.16 5,870.00	98,156,865 100,377,000	1.75
日本	株式	ソニー	電気機器	36,900	2,528.40 2,670.00	93,297,960 98,523,000	1.72
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	137,600	628.72 681.00	86,512,204 93,705,600	1.63
日本	株式	パナソニック	電気機器	69,500	1,207.04 1,325.00	83,889,280 92,087,500	1.60
日本	株式	任天堂	その他製品	4,100	22,979.05 22,040.00	94,214,119 90,364,000	1.57
日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	239,000	335.46 375.00	80,174,940 89,625,000	1.56
日本	株式	信越化学工業	化学	17,100	4,750.96 5,230.00	81,241,556 89,433,000	1.56
日本	株式	東芝	電気機器	171,000	479.22 511.00	81,947,522 87,381,000	1.52
日本	株式	東京電力	電気・ガス業	36,300	2,203.62 2,335.00	79,991,542 84,760,500	1.48
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	9,600	8,649.98 8,710.00	83,039,808 83,616,000	1.46
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	470,200	171.39 166.00	80,591,750 78,053,200	1.36
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	598	130,392.51 129,600.00	77,974,723 77,500,800	1.35
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	29,900	2,433.42 2,530.00	72,759,376 75,647,000	1.32
日本	株式	京セラ	電気機器	8,500	7,302.58 8,170.00	62,071,968 69,445,000	1.21
日本	株式	KDDI	情報・通信業	137	461,339.16 493,000.00	63,203,466 67,541,000	1.18
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	34,800	1,958.94 1,897.00	68,171,112 66,015,600	1.15
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	17,100	3,544.79 3,830.00	60,615,910 65,493,000	1.14
日本	株式	クボタ	機械	77,000	788.71 850.00	60,731,170 65,450,000	1.14
日本	株式	ジュビターテレコム	情報・通信業	695	79,177.26 92,200.00	55,028,195 64,079,000	1.12
日本	株式	麒麟ホールディングス	食料品	43,000	1,424.47 1,490.00	61,252,210 64,070,000	1.12
日本	株式	三井不動産	不動産業	41,000	1,434.47 1,558.00	58,813,270 63,878,000	1.11

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成21年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.51
		建設業	0.54
		食料品	2.49
		繊維製品	0.45
		化学	6.22
		医薬品	4.69
		石油・石炭製品	0.55
		ゴム製品	0.61
		ガラス・土石製品	0.44
		鉄鋼	2.10
		非鉄金属	1.26
		金属製品	0.56
		機械	7.66
		電気機器	15.78
		輸送用機器	9.45
		精密機器	1.61
		その他製品	1.57
		電気・ガス業	3.62
		陸運業	2.92
		海運業	0.37
		情報・通信業	7.69
		卸売業	6.55
		小売業	3.93
		銀行業	7.03
		証券、商品先物取引業	2.15
		保険業	2.36
その他金融業	0.61		
不動産業	2.73		
サービス業	0.43		
	小計	96.88	
	合計	96.88	

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

「ドイチェ・日本債券マザー」

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成21年12月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量(額面)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第296回利付国債 (10年)	900,000,000	102.47 103.25	922,302,000 929,331,000	1.5 2018/9/20	7.60
日本	国債証券	第22回利付国債 (20年)	640,000,000	116.07 115.99	742,854,400 742,361,600	5.3 2013/3/20	6.07
日本	国債証券	第62回利付国債 (20年)	800,000,000	88.79 89.41	710,352,000 715,296,000	0.8 2023/6/20	5.85
日本	国債証券	第259回利付国債 (10年)	650,000,000	104.10 104.60	676,695,500 679,952,000	1.5 2014/3/20	5.56
日本	国債証券	第289回利付国債 (10年)	550,000,000	103.19 104.06	567,594,500 572,368,500	1.5 2017/12/20	4.68
日本	国債証券	第288回利付国債 (10年)	500,000,000	104.93 105.76	524,665,000 528,815,000	1.7 2017/9/20	4.33
日本	国債証券	第240回利付国債 (10年)	500,000,000	102.53 102.77	512,685,000 513,855,000	1.3 2012/6/20	4.20
日本	国債証券	第104回利付国債 (20年)	500,000,000	100.87 101.00	504,380,000 505,035,000	2.1 2028/6/20	4.13

日本	国債証券	第48回利付国債 (5年)	500,000,000	100.31 100.25	501,570,000 501,285,000	0.7 2010/6/20	4.10
日本	国債証券	第269回利付国債 (10年)	450,000,000	103.24 104.05	464,593,500 468,243,000	1.3 2015/3/20	3.83
日本	国債証券	第95回利付国債 (20年)	400,000,000	104.44 104.69	417,784,000 418,772,000	2.3 2027/6/20	3.43
日本	国債証券	第64回利付国債 (20年)	400,000,000	102.06 102.62	408,272,000 410,488,000	1.9 2023/9/20	3.36
日本	社債券	第25回富士通	300,000,000	102.97 103.98	308,928,000 311,955,000	1.73 2014/9/25	2.55
日本	国債証券	第244回利付国債 (10年)	300,000,000	101.90 102.28	305,718,000 306,864,000	1 2012/12/20	2.51
日本	社債券	第8回エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	300,000,000	101.36 101.36	304,104,000 304,086,000	1.43 2011/3/21	2.49
日本	国債証券	第84回利付国債 (5年)	300,000,000	100.53 101.20	301,605,000 303,603,000	0.7 2014/6/20	2.48
日本	国債証券	第235回利付国債 (10年)	250,000,000	102.36 102.46	255,910,000 256,160,000	1.4 2011/12/20	2.10
日本	国債証券	第283回利付国債 (10年)	200,000,000	106.03 106.87	212,068,000 213,744,000	1.8 2016/9/20	1.75
日本	社債券	第66回三菱商事	200,000,000	105.57 106.57	211,150,000 213,148,000	2.08 2017/7/28	1.74
日本	社債券	第67回三菱商事	200,000,000	102.99 104.01	205,980,000 208,036,000	1.75 2017/9/20	1.70
日本	国債証券	第237回利付国債 (10年)	200,000,000	102.81 102.97	205,628,000 205,942,000	1.5 2012/3/20	1.68
日本	特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	102.64 102.63	205,284,000 205,262,000	2.22 2025/3/21	1.68
日本	社債券	第9回ジェイエフイー ホールディングス	200,000,000	102.06 102.46	204,122,000 204,928,000	1.33 2012/11/20	1.68
日本	国債証券	第301回利付国債 (10年)	200,000,000	101.74 102.45	203,494,000 204,918,000	1.5 2019/6/20	1.68
日本	国債証券	第243回利付国債 (10年)	200,000,000	102.14 102.42	204,296,000 204,840,000	1.1 2012/9/20	1.68
日本	国債証券	第60回利付国債 (5年)	200,000,000	101.75 101.81	203,508,000 203,638,000	1.2 2011/9/20	1.67
日本	社債券	第26回住友金属鉱山	200,000,000	101.17 101.30	202,350,000 202,604,000	1.42 2012/1/30	1.66
日本	社債券	第33回日立キャピタル	200,000,000	100.46 100.48	200,934,000 200,964,000	1.1 2010/12/20	1.64
日本	社債券	第111回オリックス	200,000,000	95.63 97.58	191,266,000 195,174,000	1.65 2012/3/9	1.60
日本	社債券	第50回アコム	200,000,000	83.55 88.50	167,114,000 177,008,000	2.09 2014/4/4	1.45

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

(平成21年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	74.81
特殊債券	国内	1.68
社債券	国内	19.83
	外国	0.79
	小計	20.62
合計		97.11

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

「ドイチェ・外国株式マザー」

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成21年12月30日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
--------	----	-----	----	------------	---------------------	---------------------	-----------------

アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	48,400	2,417.62 2,610.11	117,013,050 126,329,517	3.27
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	27,700	4,218.03 4,500.00	116,839,483 124,650,069	3.23
アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD COMPANY	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	25,000	4,596.71 4,841.69	114,917,775 121,042,425	3.13
フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	14,369	7,573.55 7,465.91	108,824,391 107,277,804	2.78
アメリカ	株式	CVS CAREMARK CORP	食品・生活必需品小売り	34,700	2,786.02 3,007.06	96,675,067 104,345,155	2.70
スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP AG	各種金融	22,500	4,973.46 4,628.57	111,902,854 104,142,915	2.70
アメリカ	株式	APOLLO GROUP INC-CL A	消費者サービス	18,200	4,961.67 5,619.94	90,302,558 102,282,944	2.65
アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用 品	13,300	7,505.22 7,631.40	99,819,545 101,497,699	2.63
ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV	食品・飲料・タバコ	20,800	4,434.85 4,819.32	92,244,942 100,241,856	2.60
イギリス	株式	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	食品・飲料・タバコ	34,800	2,781.16 2,873.45	96,784,537 99,996,174	2.59
カナダ	株式	NIKO RESOURCES LTD	エネルギー	11,400	8,225.03 8,762.96	93,765,454 99,897,801	2.59
アメリカ	株式	ACTIVISION BLIZZARD INC	ソフトウェア・サービス	94,300	1,072.12 1,039.80	101,101,684 98,053,988	2.54
アメリカ	株式	PPL CORPORATION	公益事業	32,200	2,780.49 3,031.01	89,532,067 97,598,554	2.53
フランス	株式	VINCI SA	資本財	18,300	5,089.61 5,266.80	93,139,919 96,382,440	2.50
アメリカ	株式	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	銀行	61,600	1,493.86 1,543.59	92,021,899 95,085,513	2.46
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	42,660	2,183.69 2,219.60	93,156,258 94,688,562	2.45
アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノ ロジー・ライフサイエンス	23,500	4,331.81 4,003.58	101,797,542 94,084,294	2.44
イギリス	株式	XSTRATA PLC	素材	57,200	1,486.73 1,633.07	85,041,471 93,411,995	2.42
アンティル	株式	SCHLUMBERGER LTD.	エネルギー	15,500	6,034.39 6,004.92	93,533,076 93,076,260	2.41
香港	株式	HOPEWELL HOLDINGS	不動産	307,000	291.06 298.18	89,355,420 91,543,716	2.37
香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	銀行	434,500	214.91 209.32	93,379,691 90,951,973	2.35
アメリカ	株式	BEST BUY CO INC	小売	24,400	3,857.14 3,722.68	94,114,411 90,833,440	2.35
ポルトガル	株式	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	エネルギー	54,500	1,640.87 1,605.12	89,427,861 87,479,040	2.26
アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE&CO	各種金融	22,600	3,951.09 3,821.22	89,294,634 86,359,775	2.24
ギリシャ	株式	PUBLIC POWER CORP	公益事業	46,800	1,682.63 1,782.00	78,747,335 83,397,600	2.16
アメリカ	株式	VIRGIN MEDIA INC	メディア	51,100	1,500.78 1,571.22	76,689,963 80,289,648	2.08
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	3,900	18,829.84 19,258.11	73,436,395 75,106,629	1.94
アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	12,200	5,852.95 6,019.65	71,406,051 73,439,803	1.90
アメリカ	株式	ENTERGY CORP.	公益事業	9,500	7,242.74 7,668.24	68,806,068 72,848,337	1.89
アメリカ	株式	FLOWERVE CORP	資本財	7,200	9,564.37 8,902.38	68,863,498 64,097,179	1.66

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成21年12月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	11.35
		素材	4.86
		資本財	4.77
		運輸	1.90

自動車・自動車部品	1.03
消費者サービス	2.97
メディア	2.08
小売	2.35
食品・生活必需品小売り	2.70
食品・飲料・タバコ	11.28
家庭用品・パーソナル用品	2.63
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.04
銀行	8.24
各種金融	6.28
保険	2.52
不動産	2.37
ソフトウェア・サービス	2.54
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.53
電気通信サービス	6.09
公益事業	8.01
小計	97.53
合計	97.53

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

「ドイチェ・外国債券マザー」

< 評価額(全銘柄) >

(平成21年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(額面)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
ドイツ	国債証券	DBR 3.75% 01/04/15	2,500,000	14,068.42 13,984.08	351,710,700 349,602,000	3.75 2015/1/4	8.64
アメリカ	国債証券	UST 7.625% 02/15/25	2,700,000	12,882.48 12,462.28	347,827,162 336,481,593	7.625 2025/2/15	8.31
アメリカ	国債証券	UST 4.75% 05/15/14	2,900,000	10,332.46 10,162.65	299,641,593 294,717,121	4.75 2014/5/15	7.28
アメリカ	国債証券	UST 8.125% 08/15/19	2,000,000	12,774.55 12,427.74	255,491,156 248,554,875	8.125 2019/8/15	6.14
オランダ	国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	1,600,000	15,615.60 15,401.76	249,849,600 246,428,160	5.5 2028/1/15	6.09
フランス	国債証券	FRTR 3% 10/25/15	1,500,000	13,365.17 13,358.40	200,477,640 200,376,000	3 2015/10/25	4.95
スペイン	国債証券	SPGB 3.9% 10/31/12	1,400,000	13,965.60 13,885.08	195,518,400 194,391,120	3.9 2012/10/31	4.80
ベルギー	国債証券	BGB 4.25% 09/28/13	1,360,000	14,166.62 14,174.16	192,666,144 192,768,576	4.25 2013/9/28	4.76
イタリア	国債証券	BTPS 3.5% 03/15/11	1,300,000	13,580.02 13,572.24	176,540,364 176,439,120	3.5 2011/3/15	4.36
イギリス	国債証券	UKT 4.5% 03/07/19	900,000	15,165.85 15,117.50	136,492,695 136,057,500	4.5 2019/3/7	3.36
イギリス	国債証券	UKT 8% 12/07/15	700,000	18,667.92 18,374.86	130,675,454 128,624,034	8 2015/12/7	3.18
イタリア	国債証券	BTPS 5% 09/01/40	900,000	13,693.68 13,698.96	123,243,120 123,290,640	5 2040/9/1	3.05
イタリア	国債証券	BTPS 2.5% 07/01/12	900,000	13,387.30 13,387.44	120,485,772 120,486,960	2.5 2012/7/1	2.98
ドイツ	国債証券	DBR 6.25% 01/04/24	700,000	16,736.28 16,700.64	117,153,960 116,904,480	6.25 2024/1/4	2.89
フランス	国債証券	FRTR 6% 10/25/25	700,000	16,222.80 16,200.36	113,559,600 113,402,520	6 2025/10/25	2.80
ギリシャ	国債証券	GGB 4.3% 07/20/17	900,000	13,094.40 12,360.48	117,849,600 111,244,320	4.3 2017/7/20	2.75
カナダ	国債証券	CAN 6% 06/01/11	1,100,000	9,472.80 9,416.44	104,200,901 103,580,888	6 2011/6/1	2.56
フランス	国債証券	FRTR 8.5% 10/25/19	500,000	18,729.08 18,697.80	93,645,420 93,489,000	8.5 2019/10/25	2.31
アメリカ	国債証券	UST 8.75% 05/15/17	700,000	12,744.33 12,476.67	89,210,362 87,336,703	8.75 2017/5/15	2.16

オーストリア	国債証券	RAGB 4.65% 01/15/18	600,000	14,360.28 14,290.32	86,161,680 85,741,920	4.65 2018/1/15	2.12
アイルランド	国債証券	IRISH 4.6% 04/18/16	600,000	13,770.24 13,684.44	82,621,440 82,106,640	4.6 2016/4/18	2.03
アメリカ	国債証券	U S T 3% 09/30/16	900,000	9,312.17 9,064.65	83,809,561 81,581,891	3 2016/9/30	2.02
ノルウェー	国債証券	NGB 4.25% 05/19/17	3,800,000	1,642.55 1,614.79	62,416,951 61,362,324	4.25 2017/5/19	1.52
ノルウェー	国債証券	NGB 6.5% 05/15/13	3,400,000	1,762.13 1,754.59	59,912,746 59,656,230	6.5 2013/5/15	1.47
イギリス	国債証券	U K T 5% 03/07/25	300,000	15,930.74 15,450.12	47,792,224 46,350,369	5 2025/3/7	1.15
アメリカ	国債証券	UST 4.25% 05/15/39	500,000	9,002.77 8,630.05	45,013,875 43,150,288	4.25 2039/5/15	1.07
オーストラリア	国債証券	ACGB 5.25% 03/15/19	500,000	8,071.00 7,942.98	40,355,048 39,714,910	5.25 2019/3/15	0.98
デンマーク	国債証券	D G B 5% 11/15/13	2,000,000	1,944.71 1,937.88	38,894,301 38,757,780	5 2013/11/15	0.96

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

(平成21年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	96.66
合計		96.66

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2期 (平成12年11月15日)	21,341	21,341	0.9781	0.9781
第3期 (平成13年11月15日)	31,372	31,372	0.9602	0.9602
第4期 (平成14年11月15日)	32,169	32,169	0.9153	0.9153
第5期 (平成15年11月17日)	28,067	28,067	0.9364	0.9364
第6期 (平成16年11月15日)	24,307	24,307	0.9765	0.9765
第7期 (平成17年11月15日)	19,809	19,809	1.0703	1.0703
第8期 (平成18年11月15日)	15,488	15,488	1.1071	1.1071
第9期 (平成19年11月15日)	12,959	12,959	1.1172	1.1172
第10期 (平成20年11月17日)	9,564	9,564	0.9155	0.9155
第11期 (平成21年11月16日)	9,699	9,699	0.9530	0.9530
平成20年12月末日	9,691	-	0.9278	-
平成21年 1月末日	9,389	-	0.8992	-
平成21年 2月末日	9,389	-	0.9031	-
平成21年 3月末日	9,497	-	0.9146	-
平成21年 4月末日	9,624	-	0.9288	-
平成21年 5月末日	9,736	-	0.9439	-
平成21年 6月末日	9,841	-	0.9551	-
平成21年 7月末日	9,921	-	0.9626	-
平成21年 8月末日	9,930	-	0.9655	-
平成21年 9月末日	9,804	-	0.9574	-
平成21年10月末日	9,758	-	0.9578	-
平成21年11月末日	9,629	-	0.9462	-
平成21年12月末日	9,743	-	0.9677	-

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2期 (平成12年11月15日)	16,423	16,423	0.9678	0.9678
第3期 (平成13年11月15日)	29,899	29,899	0.8986	0.8986
第4期 (平成14年11月15日)	27,073	27,073	0.8067	0.8067
第5期 (平成15年11月17日)	23,085	23,085	0.8396	0.8396
第6期 (平成16年11月15日)	20,940	20,940	0.8969	0.8969
第7期 (平成17年11月15日)	16,448	16,448	1.0398	1.0398

第8期 (平成18年11月15日)	12,394	12,394	1.1090	1.1090
第9期 (平成19年11月15日)	10,018	10,018	1.1143	1.1143
第10期 (平成20年11月17日)	6,558	6,558	0.7910	0.7910
第11期 (平成21年11月16日)	6,813	6,813	0.8360	0.8360
平成20年12月末日	6,590	-	0.7954	-
平成21年 1月末日	6,309	-	0.7615	-
平成21年 2月末日	6,304	-	0.7608	-
平成21年 3月末日	6,438	-	0.7774	-
平成21年 4月末日	6,638	-	0.8019	-
平成21年 5月末日	6,806	-	0.8258	-
平成21年 6月末日	6,872	-	0.8368	-
平成21年 7月末日	6,985	-	0.8521	-
平成21年 8月末日	7,005	-	0.8542	-
平成21年 9月末日	6,908	-	0.8438	-
平成21年10月末日	6,891	-	0.8445	-
平成21年11月末日	6,720	-	0.8246	-
平成21年12月末日	6,966	-	0.8564	-

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第2期 (平成12年11月15日)	1,832	1,832	0.9663	0.9663
第3期 (平成13年11月15日)	2,684	2,684	0.8622	0.8622
第4期 (平成14年11月15日)	2,243	2,243	0.7389	0.7389
第5期 (平成15年11月17日)	2,437	2,437	0.7743	0.7743
第6期 (平成16年11月15日)	2,523	2,523	0.8363	0.8363
第7期 (平成17年11月15日)	2,470	2,470	1.0043	1.0043
第8期 (平成18年11月15日)	2,388	2,388	1.0946	1.0946
第9期 (平成19年11月15日)	2,028	2,028	1.0977	1.0977
第10期 (平成20年11月17日)	1,256	1,256	0.6890	0.6890
第11期 (平成21年11月16日)	1,450	1,450	0.7416	0.7416
平成20年12月末日	1,263	-	0.6833	-
平成21年 1月末日	1,208	-	0.6504	-
平成21年 2月末日	1,204	-	0.6438	-
平成21年 3月末日	1,249	-	0.6620	-
平成21年 4月末日	1,318	-	0.6944	-
平成21年 5月末日	1,380	-	0.7224	-
平成21年 6月末日	1,409	-	0.7319	-

平成21年 7月末日	1,462	-	0.7539	-
平成21年 8月末日	1,473	-	0.7559	-
平成21年 9月末日	1,461	-	0.7486	-
平成21年10月末日	1,467	-	0.7495	-
平成21年11月末日	1,430	-	0.7278	-
平成21年12月末日	1,506	-	0.7654	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000
第6期	平成16年11月15日	0.0000
第7期	平成17年11月15日	0.0000
第8期	平成18年11月15日	0.0000
第9期	平成19年11月15日	0.0000
第10期	平成20年11月17日	0.0000
第11期	平成21年11月16日	0.0000

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000
第6期	平成16年11月15日	0.0000
第7期	平成17年11月15日	0.0000
第8期	平成18年11月15日	0.0000
第9期	平成19年11月15日	0.0000
第10期	平成20年11月17日	0.0000
第11期	平成21年11月16日	0.0000

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第2期	平成12年11月15日	0.0000
第3期	平成13年11月15日	0.0000
第4期	平成14年11月15日	0.0000
第5期	平成15年11月17日	0.0000
第6期	平成16年11月15日	0.0000
第7期	平成17年11月15日	0.0000
第8期	平成18年11月15日	0.0000
第9期	平成19年11月15日	0.0000
第10期	平成20年11月17日	0.0000
第11期	平成21年11月16日	0.0000

【収益率の推移】

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

	収益率(%)
第2期計算期間 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	3.1
第3期計算期間 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	1.8
第4期計算期間 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	4.7
第5期計算期間 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	2.3
第6期計算期間 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	4.3
第7期計算期間 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	9.6
第8期計算期間 (平成17年11月16日～平成18年11月15日)	3.4
第9期計算期間 (平成18年11月16日～平成19年11月15日)	0.9
第10期計算期間 (平成19年11月16日～平成20年11月17日)	18.1
第11期計算期間 (平成20年11月18日～平成21年11月16日)	4.1

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

	収益率(%)
第2期計算期間 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	3.8
第3期計算期間 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	7.2
第4期計算期間 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	10.2
第5期計算期間 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	4.1
第6期計算期間 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	6.8
第7期計算期間 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	15.9
第8期計算期間 (平成17年11月16日～平成18年11月15日)	6.7

第9期計算期間 (平成18年11月16日～平成19年11月15日)	0.5
第10期計算期間 (平成19年11月16日～平成20年11月17日)	29.0
第11期計算期間 (平成20年11月18日～平成21年11月16日)	5.7

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

	収益率(%)
第2期計算期間 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	4.1
第3期計算期間 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	10.8
第4期計算期間 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	14.3
第5期計算期間 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	4.8
第6期計算期間 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	8.0
第7期計算期間 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	20.1
第8期計算期間 (平成17年11月16日～平成18年11月15日)	9.0
第9期計算期間 (平成18年11月16日～平成19年11月15日)	0.3
第10期計算期間 (平成19年11月16日～平成20年11月17日)	37.2
第11期計算期間 (平成20年11月18日～平成21年11月16日)	7.6

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

（注）確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

(注1) 上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 確定拠出年金制度に基づく換金（解約）の場合は、当該制度に係る手続きにしたがいます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：LP30 / LP50 / LP70）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託契約締結日（平成10年11月26日）から無期限とします。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受

益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (八) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(八)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(八)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二) に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「 信託の終了」または「 信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請

求の手續きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「信託の終了(口)」または「信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

【ドイチェ・ライフ・プラン30】**(1)【貸借対照表】**

(単位：円)

	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	376,119,122	232,834,775
親投資信託受益証券	9,276,290,858	9,543,138,542
未収利息	2,267	446
流動資産合計	9,652,412,247	9,775,973,763
資産合計	9,652,412,247	9,775,973,763
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,366,157	8,831,567
未払受託者報酬	5,934,728	5,134,419
未払委託者報酬	67,062,406	58,018,763
その他未払費用	5,105,055	4,052,063
流動負債合計	87,468,346	76,036,812
負債合計	87,468,346	76,036,812
純資産の部		
元本等		
元本	10,447,835,240	10,178,347,012
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	882,891,339	478,410,061
（分配準備積立金）	1,233,314,500	1,269,494,322
元本等合計	9,564,943,901	9,699,936,951
純資産合計	9,564,943,901	9,699,936,951
負債純資産合計	9,652,412,247	9,775,973,763

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	844,290	267,959
有価証券売買等損益	2,010,844,970	517,847,684
営業収益合計	2,010,000,680	518,115,643
営業費用		
受託者報酬	12,304,847	10,121,248
委託者報酬	139,044,635	114,369,900
その他費用	9,725,030	8,801,367
営業費用合計	161,074,512	133,292,515
営業利益又は営業損失（ ）	2,171,075,192	384,823,128
経常利益又は経常損失（ ）	2,171,075,192	384,823,128
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,171,075,192	384,823,128
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	101,550,132	18,292,970
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,359,701,971	882,891,339
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,593,006	90,473,108
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	90,473,108
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,593,006	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,661,256	52,521,988
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,661,256	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	52,521,988
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	882,891,339	478,410,061

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及びその翌日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成20年11月17日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年11月15日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年11月16日としています。

【ドイチェ・ライフ・プラン50】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	278,320,606	180,588,260
親投資信託受益証券	6,353,263,880	6,692,321,599
未収利息	1,677	346
流動資産合計	6,631,586,163	6,872,910,205
資産合計	6,631,586,163	6,872,910,205
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,200,559	3,990,138
未払受託者報酬	4,396,387	3,604,283
未払委託者報酬	58,471,783	47,936,831
その他未払費用	3,143,616	3,432,580
流動負債合計	73,212,345	58,963,832
負債合計	73,212,345	58,963,832
純資産の部		
元本等		
元本	8,291,710,282	8,150,638,544
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,733,336,464	1,336,692,171
（分配準備積立金）	1,157,173,764	1,187,559,047
元本等合計	6,558,373,818	6,813,946,373
純資産合計	6,558,373,818	6,813,946,373
負債純資産合計	6,631,586,163	6,872,910,205

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	638,742	182,617
有価証券売買等損益	2,594,945,320	476,057,719
営業収益合計	2,594,306,578	476,240,336
営業費用		
受託者報酬	9,267,707	6,991,021
委託者報酬	123,260,290	92,980,362
その他費用	5,335,361	6,657,987
営業費用合計	137,863,358	106,629,370
営業利益又は営業損失()	2,732,169,936	369,610,966
経常利益又は経常損失()	2,732,169,936	369,610,966
当期純利益又は当期純損失()	2,732,169,936	369,610,966
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	98,761,643	12,565,369
期首剰余金又は期首欠損金()	1,027,867,442	1,733,336,464
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,280,106	146,485,547
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	146,485,547
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,280,106	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	139,075,719	106,886,851
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,075,719	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	106,886,851
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,733,336,464	1,336,692,171

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及びその翌日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成20年11月17日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年11月15日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年11月16日としています。

【ドイチェ・ライフ・プラン70】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,998,684	50,505,263
親投資信託受益証券	1,212,953,930	1,413,710,933
未収利息	361	96
流動資産合計	1,272,952,975	1,464,216,292
資産合計	1,272,952,975	1,464,216,292
負債の部		
流動負債		
未払解約金	798,645	1,005,264
未払受託者報酬	889,880	751,259
未払委託者報酬	13,615,173	11,494,297
その他未払費用	847,452	715,427
流動負債合計	16,151,150	13,966,247
負債合計	16,151,150	13,966,247
純資産の部		
元本等		
元本	1,824,165,692	1,955,660,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	567,363,867	505,410,037
(分配準備積立金)	240,743,207	253,900,009
元本等合計	1,256,801,825	1,450,250,045
純資産合計	1,256,801,825	1,450,250,045
負債純資産合計	1,272,952,975	1,464,216,292

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	151,944	44,494
有価証券売買等損益	708,472,808	125,757,003
営業収益合計	708,320,864	125,801,497
営業費用		
受託者報酬	1,871,819	1,405,862
委託者報酬	28,638,764	21,509,700
その他費用	1,782,572	1,338,799
営業費用合計	32,293,155	24,254,361
営業利益又は営業損失()	740,614,019	101,547,136
経常利益又は経常損失()	740,614,019	101,547,136
当期純利益又は当期純損失()	740,614,019	101,547,136
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	21,989,003	1,678,750
期首剰余金又は期首欠損金()	180,548,658	567,363,867
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	34,522,946
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	34,522,946
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,287,509	72,437,502
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,902,077	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,385,432	72,437,502
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	567,363,867	505,410,037

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及びその翌日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成20年11月17日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年11月15日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年11月16日としています。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

3. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

5. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年11月26日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
平成12年12月1日	ファンド名称の変更 (「BTライフ・プラン30/50/70」より「ドイチェ・ライフ・プラン30/50/70」へ変更)

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

（注）確定拠出年金制度に基づく取得申込みの場合は、当該制度に係る手続きが必要になります。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

（注1）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）確定拠出年金制度に基づく換金（解約）の場合は、当該制度に係る手続きにさせていただきます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】**

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・ フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：L P30 / L P50 / L P70）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成10年11月26日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受

益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (八) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) 上記(八)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(八)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二) に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

(4) 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「 信託の終了」または「 信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「 信託の終了（口）」または「 信託約款の変更（口）」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第10期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）及び第11期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）について、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）及び第11期計算期間（平成20年11月18日から平成21年11月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・ライフ・プラン30】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	376,119,122	232,834,775
親投資信託受益証券	9,276,290,858	9,543,138,542
未収利息	2,267	446
流動資産合計	9,652,412,247	9,775,973,763
資産合計	9,652,412,247	9,775,973,763
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,366,157	8,831,567
未払受託者報酬	5,934,728	5,134,419
未払委託者報酬	67,062,406	58,018,763
その他未払費用	5,105,055	4,052,063
流動負債合計	87,468,346	76,036,812
負債合計	87,468,346	76,036,812
純資産の部		
元本等		
元本	10,447,835,240	10,178,347,012
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	882,891,339	478,410,061
(分配準備積立金)	1,233,314,500	1,269,494,322
元本等合計	9,564,943,901	9,699,936,951
純資産合計	9,564,943,901	9,699,936,951
負債純資産合計	9,652,412,247	9,775,973,763

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	844,290	267,959
有価証券売買等損益	2,010,844,970	517,847,684
営業収益合計	2,010,000,680	518,115,643
営業費用		
受託者報酬	12,304,847	10,121,248
委託者報酬	139,044,635	114,369,900
その他費用	9,725,030	8,801,367
営業費用合計	161,074,512	133,292,515
営業利益又は営業損失（ ）	2,171,075,192	384,823,128
経常利益又は経常損失（ ）	2,171,075,192	384,823,128
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,171,075,192	384,823,128
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	101,550,132	18,292,970
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,359,701,971	882,891,339
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,593,006	90,473,108
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	90,473,108
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,593,006	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	226,661,256	52,521,988
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	226,661,256	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	52,521,988
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	882,891,339	478,410,061

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及びその翌日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成20年11月17日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年11月15日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年11月16日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	10,447,835,240口	10,178,347,012口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は882,891,339円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は478,410,061円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9155円 (9,155円)	0.9530円 (9,530円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(89,180,206円)、収益調整金(334,408,954円)、分配準備積立金(1,144,134,294円)より分配対象収益は1,567,723,454円(1万口当たり1,500円)であります。が、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(152,770,562円)、収益調整金(414,092,414円)、分配準備積立金(1,116,723,760円)より分配対象収益は1,683,586,736円(1万口当たり1,654円)であります。が、今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第10期計算期間(平成20年11月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,276,290,858	1,902,079,847
合計	9,276,290,858	1,902,079,847

第11期計算期間(平成21年11月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,543,138,542	499,909,609
合計	9,543,138,542	499,909,609

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
元本の推移		
期首元本額	11,599,812,255円	10,447,835,240円
期中追加設定元本額	849,310,267円	777,769,677円

期中一部解約元本額	2,001,287,282円	1,047,257,905円
-----------	----------------	----------------

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	2,163,337,029	1,534,454,954	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	4,698,044,694	5,644,230,895	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	999,667,768	810,030,792	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	1,095,898,126	1,554,421,901	-
合計	-	8,956,947,617	9,543,138,542	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・ライフ・プラン50】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	278,320,606	180,588,260
親投資信託受益証券	6,353,263,880	6,692,321,599
未収利息	1,677	346
流動資産合計	6,631,586,163	6,872,910,205
資産合計	6,631,586,163	6,872,910,205
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,200,559	3,990,138
未払受託者報酬	4,396,387	3,604,283
未払委託者報酬	58,471,783	47,936,831
その他未払費用	3,143,616	3,432,580
流動負債合計	73,212,345	58,963,832
負債合計	73,212,345	58,963,832
純資産の部		
元本等		
元本	8,291,710,282	8,150,638,544
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,733,336,464	1,336,692,171
(分配準備積立金)	1,157,173,764	1,187,559,047
元本等合計	6,558,373,818	6,813,946,373
純資産合計	6,558,373,818	6,813,946,373
負債純資産合計	6,631,586,163	6,872,910,205

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	638,742	182,617
有価証券売買等損益	2,594,945,320	476,057,719
営業収益合計	2,594,306,578	476,240,336
営業費用		
受託者報酬	9,267,707	6,991,021
委託者報酬	123,260,290	92,980,362
その他費用	5,335,361	6,657,987
営業費用合計	137,863,358	106,629,370
営業利益又は営業損失()	2,732,169,936	369,610,966
経常利益又は経常損失()	2,732,169,936	369,610,966
当期純利益又は当期純損失()	2,732,169,936	369,610,966
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	98,761,643	12,565,369
期首剰余金又は期首欠損金()	1,027,867,442	1,733,336,464
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,280,106	146,485,547
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	146,485,547
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,280,106	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	139,075,719	106,886,851
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,075,719	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	106,886,851
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,733,336,464	1,336,692,171

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及びその翌日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成20年11月17日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年11月15日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年11月16日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	8,291,710,282口	8,150,638,544口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,733,336,464円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,336,692,171円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7910円 (7,910円)	0.8360円 (8,360円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(67,673,932円)、収益調整金(189,919,027円)、分配準備積立金(1,089,499,832円)より分配対象収益は1,347,092,791円(1万口当たり1,624円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(122,634,177円)、収益調整金(261,438,694円)、分配準備積立金(1,064,924,870円)より分配対象収益は1,448,997,741円(1万口当たり1,777円)であります。今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第10期計算期間(平成20年11月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,353,263,880	2,542,700,268
合計	6,353,263,880	2,542,700,268

第11期計算期間(平成21年11月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,692,321,599	458,225,413
合計	6,692,321,599	458,225,413

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
元本の推移		
期首元本額	8,990,748,296円	8,291,710,282円
期中追加設定元本額	565,811,323円	553,428,505円
期中一部解約元本額	1,264,849,337円	694,500,243円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	2,558,588,741	1,814,806,993	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	2,104,532,980	2,528,385,922	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	1,460,757,302	1,183,651,641	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	821,684,323	1,165,477,043	-
合計	-	6,945,563,346	6,692,321,599	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・ライフ・プラン70】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,998,684	50,505,263
親投資信託受益証券	1,212,953,930	1,413,710,933
未収利息	361	96
流動資産合計	1,272,952,975	1,464,216,292
資産合計	1,272,952,975	1,464,216,292
負債の部		
流動負債		
未払解約金	798,645	1,005,264
未払受託者報酬	889,880	751,259
未払委託者報酬	13,615,173	11,494,297
その他未払費用	847,452	715,427
流動負債合計	16,151,150	13,966,247
負債合計	16,151,150	13,966,247
純資産の部		
元本等		
元本	1,824,165,692	1,955,660,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	567,363,867	505,410,037
(分配準備積立金)	240,743,207	253,900,009
元本等合計	1,256,801,825	1,450,250,045
純資産合計	1,256,801,825	1,450,250,045
負債純資産合計	1,272,952,975	1,464,216,292

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
営業収益		
受取利息	151,944	44,494
有価証券売買等損益	708,472,808	125,757,003
営業収益合計	708,320,864	125,801,497
営業費用		
受託者報酬	1,871,819	1,405,862
委託者報酬	28,638,764	21,509,700
その他費用	1,782,572	1,338,799
営業費用合計	32,293,155	24,254,361
営業利益又は営業損失()	740,614,019	101,547,136
経常利益又は経常損失()	740,614,019	101,547,136
当期純利益又は当期純損失()	740,614,019	101,547,136
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	21,989,003	1,678,750
期首剰余金又は期首欠損金()	180,548,658	567,363,867
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	34,522,946
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	34,522,946
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,287,509	72,437,502
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,902,077	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,385,432	72,437,502
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	567,363,867	505,410,037

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年11月15日及びその翌日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成20年11月17日としています。	計算期間末日の取扱い 平成21年11月15日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成21年11月16日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,824,165,692口	1,955,660,082口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は567,363,867円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は505,410,037円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6890円 (6,890円)	0.7416円 (7,416円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第10期計算期間 (自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	第11期計算期間 (自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,716,916円)、収益調整金(135,248,415円)、分配準備積立金(231,026,291円)より、分配対象収益は、375,991,622円(1万口当たり2,061円)ですが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(26,557,371円)、収益調整金(176,277,607円)、分配準備積立金(227,342,638円)より、分配対象収益は、430,177,616円(1万口当たり2,199円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第10期計算期間(平成20年11月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,212,953,930	693,607,988
合計	1,212,953,930	693,607,988

第11期計算期間(平成21年11月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,413,710,933	120,973,756
合計	1,413,710,933	120,973,756

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第10期計算期間 (平成20年11月17日現在)	第11期計算期間 (平成21年11月16日現在)
元本の推移		
期首元本額	1,847,572,279円	1,824,165,692円
期中追加設定元本額	227,120,237円	241,822,566円
期中一部解約元本額	250,526,824円	110,328,176円

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総数（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本株式マザー	584,334,898	414,468,743	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	313,930,192	377,155,732	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国株式マザー	593,763,408	481,126,489	-
親投資信託受益証券	ドイチェ・外国債券マザー	99,379,561	140,959,969	-
合計	-	1,591,408,059	1,413,710,933	-

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは「ドイチェ・日本株式マザー」、「ドイチェ・日本債券マザー」、「ドイチェ・外国株式マザー」及び「ドイチェ・外国債券マザー」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべてこれら親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日におけるこれらの親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ドイチェ・日本株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	（平成20年11月17日現在）	（平成21年11月16日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54,601,681	90,193,649
株式	4,630,079,050	5,327,272,180
未収入金	20,108,726	18,780,375
未収配当金	58,437,810	34,911,481
未収利息	329	172
流動資産合計	4,763,227,596	5,471,157,857
資産合計	4,763,227,596	5,471,157,857
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	6,906,917,675	7,713,635,984
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,143,690,079	2,242,478,127
元本等合計	4,763,227,596	5,471,157,857
純資産合計	4,763,227,596	5,471,157,857
負債純資産合計	4,763,227,596	5,471,157,857

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	(自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によるものが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1. 受益権の総数	6,906,917,675口	7,713,635,984口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,143,690,079円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,242,478,127円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6896円 (6,896円)	0.7093円 (7,093円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年11月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	4,630,079,050	3,397,403,204
合計	4,630,079,050	3,397,403,204

(平成21年11月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	5,327,272,180	811,871
合計	5,327,272,180	811,871

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	5,842,878,599円	6,906,917,675円
期中追加設定元本額	1,722,219,688円	2,064,521,395円
期中一部解約元本額	658,180,612円	1,257,803,086円
期末元本額	6,906,917,675円	7,713,635,984円
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	1,818,872,115円	2,163,337,029円
ドイチェ・ライフ・プラン50	2,346,877,731円	2,558,588,741円
ドイチェ・ライフ・プラン70	485,926,907円	584,334,898円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	7,507,760円	8,376,607円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	19,481,086円	20,631,113円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	10,343,874円	11,452,152円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	263,852,525円	305,374,951円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	509,532,508円	544,837,382円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	255,024,515円	277,502,316円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	497,485,470円	573,661,743円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	503,689,772円	478,605,381円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	188,323,412円	186,933,671円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
国際石油開発帝石	59	760,000	44,840,000	
積水ハウス	35,000	773	27,055,000	
アサヒビール	17,400	1,569	27,300,600	
キリンホールディングス	48,000	1,424	68,352,000	
日本たばこ産業	140	250,000	35,000,000	
東レ	48,000	470	22,560,000	
旭化成	39,000	439	17,121,000	
トクヤマ	40,000	503	20,120,000	
信越化学工業	18,700	4,740	88,638,000	
宇部興産	115,000	224	25,760,000	
花王	15,900	2,040	32,436,000	
富士フイルムホールディングス	11,700	2,545	29,776,500	
資生堂	19,900	1,653	32,894,700	
ユニ・チャーム	13,800	8,630	119,094,000	
武田薬品工業	15,600	3,530	55,068,000	
アステラス製薬	11,900	3,250	38,675,000	
塩野義製薬	31,800	1,836	58,384,800	
エーザイ	10,000	3,210	32,100,000	
ツムラ	9,700	2,725	26,432,500	
第一三共	15,600	1,693	26,410,800	
新日本石油	67,000	392	26,264,000	
ブリヂストン	19,500	1,431	27,904,500	
旭硝子	27,000	809	21,843,000	
新日本製鐵	234,000	334	78,156,000	
住友金属工業	116,000	228	26,448,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	23,200	3,060	70,992,000	
住友金属鉱山	22,000	1,480	32,560,000	
住友電気工業	31,200	1,081	33,727,200	
東京製綱	116,000	200	23,200,000	
小松製作所	58,500	1,799	105,241,500	
井関農機	137,000	307	42,059,000	
クボタ	72,000	786	56,592,000	
荏原製作所	117,000	356	41,652,000	
ダイキン工業	9,800	3,320	32,536,000	
栗田工業	19,800	2,910	57,618,000	
SANKYO	11,700	4,740	55,458,000	
三菱重工業	100,000	302	30,200,000	
東芝	219,000	479	104,901,000	
三菱電機	51,000	616	31,416,000	
日本電産	5,800	7,350	42,630,000	
富士通	115,000	535	61,525,000	
パナソニック	66,300	1,205	79,891,500	

シャープ	23,000	1,009	23,207,000
ソニー	35,800	2,530	90,574,000
TDK	6,000	5,010	30,060,000
キーエンス	1,600	17,770	28,432,000
ファナック	5,100	7,650	39,015,000
京セラ	8,000	7,290	58,320,000
村田製作所	8,000	4,070	32,560,000
キヤノン	39,000	3,370	131,430,000
リコー	16,000	1,202	19,232,000
東京エレクトロン	10,700	4,880	52,216,000
デンソー	13,700	2,505	34,318,500
日産自動車	46,300	654	30,280,200
トヨタ自動車	66,300	3,550	235,365,000
本田技研工業	44,900	2,880	129,312,000
スズキ	9,800	2,175	21,315,000
テルモ	3,900	4,990	19,461,000
ニコン	27,900	1,679	46,844,100
HOYA	7,800	2,285	17,823,000
任天堂	4,000	23,020	92,080,000
東京電力	33,800	2,195	74,191,000
中部電力	9,200	2,065	18,998,000
関西電力	21,500	2,015	43,322,500
東京瓦斯	168,000	340	57,120,000
東日本旅客鉄道	19,500	5,710	111,345,000
東海旅客鉄道	43	572,000	24,596,000
ヤマトホールディングス	27,900	1,237	34,512,300
商船三井	40,000	530	21,200,000
ヤフー	987	26,440	26,096,280
ジュピターテレコム	800	79,200	63,360,000
日本電信電話	31,200	3,740	116,688,000
KDDI	147	460,000	67,620,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	756	130,400	98,582,400
スクウェア・エニックス・ホールディングス	23,500	2,000	47,000,000
ソフトバンク	15,900	2,195	34,900,500
伊藤忠商事	40,000	615	24,600,000
丸紅	42,000	470	19,740,000
三井物産	105,300	1,165	122,674,500
住友商事	31,200	855	26,676,000
三菱商事	78,000	1,969	153,582,000
ローソン	8,600	4,080	35,088,000
セブン&アイ・ホールディングス	39,000	1,954	76,206,000
イオン	31,200	752	23,462,400
ヤマダ電機	7,800	5,480	42,744,000
ニトリ	6,250	7,330	45,812,500
ファーストリテイリング	2,800	17,540	49,112,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	312,100	480	149,808,000
りそなホールディングス	19,900	990	19,701,000
三井住友フィナンシャルグループ	35,100	3,050	107,055,000
横浜銀行	39,000	435	16,965,000
住友信託銀行	64,000	479	30,656,000
みずほフィナンシャルグループ	429,200	172	73,822,400
大和証券グループ本社	59,000	450	26,550,000
野村ホールディングス	125,600	625	78,500,000
三井住友海上グループホールディングス	17,600	2,245	39,512,000
東京海上ホールディングス	27,800	2,420	67,276,000
T&Dホールディングス	7,000	2,185	15,295,000
オリックス	5,070	6,200	31,434,000
三井不動産	40,000	1,424	56,960,000
三菱地所	44,000	1,342	59,048,000
住友不動産	20,000	1,563	31,260,000
セコム	5,100	4,220	21,522,000
合計			5,327,272,180

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[次へ](#)

2. 「ドイチェ・日本債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,901,481	188,449,579
国債証券	6,585,826,400	9,106,052,900
特殊債券	194,628,000	205,284,000
社債券	6,330,961,000	2,799,110,000
未収利息	58,972,330	50,581,288
前払費用	5,410,954	1,511,505
流動資産合計	13,287,700,165	12,350,989,272
資産合計	13,287,700,165	12,350,989,272
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	11,402,365,296	10,280,337,643
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,885,334,869	2,070,651,629
元本等合計	13,287,700,165	12,350,989,272
純資産合計	13,287,700,165	12,350,989,272
負債純資産合計	13,287,700,165	12,350,989,272

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1. 受益権の総数	11,402,365,296口	10,280,337,643口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1653円 (11,653円)	1.2014円 (12,014円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年11月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	6,585,826,400	27,730,600
特殊債券	194,628,000	5,746,000
社債券	6,330,961,000	69,971,000
合計	13,111,415,400	103,447,600

(平成21年11月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	9,106,052,900	90,843,500
特殊債券	205,284,000	10,656,000
社債券	2,799,110,000	60,983,000
合計	12,110,446,900	162,482,500

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	14,839,223,197円	11,402,365,296円
期中追加設定元本額	278,618,837円	798,107,720円
期中一部解約元本額	3,715,476,738円	1,920,135,373円
期末元本額	11,402,365,296円	10,280,337,643円
2. 元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	5,148,499,090円	4,698,044,694円
ドイチェ・ライフ・プラン50	2,337,097,298円	2,104,532,980円
ドイチェ・ライフ・プラン70	327,915,040円	313,930,192円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	20,303,595円	18,520,277円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	19,500,957円	16,871,828円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	6,826,358円	6,224,955円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	744,164,553円	670,297,337円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	504,085,943円	445,478,694円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	170,145,643円	149,689,044円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	1,403,279,977円	1,245,753,372円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	501,633,761円	395,043,066円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	126,171,437円	100,638,545円
DWS・グローバル・アグリビジネス株式ファンド	3,836,351円	5,094,741円
ドイチェ・インド株式ファンド	88,905,293円	110,217,918円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第48回利付国債(5年)	500,000,000	501,570,000	
	第60回利付国債(5年)	200,000,000	203,508,000	
	第84回利付国債(5年)	300,000,000	301,605,000	
	第220回利付国債(10年)	50,000,000	50,259,000	
	第235回利付国債(10年)	250,000,000	255,910,000	
	第237回利付国債(10年)	200,000,000	205,628,000	
	第240回利付国債(10年)	500,000,000	512,685,000	
	第243回利付国債(10年)	200,000,000	204,296,000	
	第244回利付国債(10年)	300,000,000	305,718,000	
	第253回利付国債(10年)	100,000,000	104,257,000	
	第259回利付国債(10年)	650,000,000	676,695,500	
	第269回利付国債(10年)	450,000,000	464,593,500	
	第283回利付国債(10年)	200,000,000	212,068,000	
	第288回利付国債(10年)	500,000,000	524,665,000	
	第289回利付国債(10年)	550,000,000	567,594,500	
	第296回利付国債(10年)	900,000,000	922,302,000	
	第301回利付国債(10年)	200,000,000	203,494,000	
	第22回利付国債(20年)	640,000,000	742,854,400	
	第62回利付国債(20年)	800,000,000	710,352,000	
	第64回利付国債(20年)	400,000,000	408,272,000	
第95回利付国債(20年)	400,000,000	417,784,000		
第102回利付国債(20年)	100,000,000	105,562,000		
第104回利付国債(20年)	500,000,000	504,380,000		
小計			9,106,052,900	
特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	205,284,000	
小計			205,284,000	
社債券	第3回ルノー円貨社債(2004)	200,000,000	199,606,000	
	第1回ウォルマート・ストアーズ	100,000,000	101,223,000	
	第9回ジェイエフイーホールディングス株式会社	200,000,000	204,122,000	
	第26回住友金属鉱山	200,000,000	202,350,000	
	第25回富士通	300,000,000	308,928,000	
	第66回三菱商事	200,000,000	211,150,000	
	第67回三菱商事	200,000,000	205,980,000	

第50回アコム	200,000,000	167,114,000	
第33回日立キャピタル	200,000,000	200,934,000	
第86回オリックス	100,000,000	99,710,000	
第111回オリックス	200,000,000	191,266,000	
第36回三菱UFJリース株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,994,000	
第25回京王電鉄株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,694,000	
第26回京王電鉄株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,935,000	
第8回エヌ・ティ・ティ・ドコモ	300,000,000	304,104,000	
小計		2,799,110,000	
合計		12,110,446,900	

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

3. 「ドイチェ・外国株式マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	35,197,794	21,364,406
コール・ローン	79,490,467	44,413,491
株式	2,865,724,523	3,577,813,076
未収入金	-	176,674,537
未収配当金	6,323,882	3,276,195
未収利息	479	85
流動資産合計	2,986,737,145	3,823,541,790
資産合計	2,986,737,145	3,823,541,790
負債の部		
流動負債		
未払金	24,159,809	142,830,220
流動負債合計	24,159,809	142,830,220
負債合計	24,159,809	142,830,220
純資産の部		
元本等		
元本	4,429,454,845	4,542,194,415
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,466,877,509	861,482,845
元本等合計	2,962,577,336	3,680,711,570
純資産合計	2,962,577,336	3,680,711,570
負債純資産合計	2,986,737,145	3,823,541,790

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)	(自 平成20年11月18日 至 平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1. 受益権の総数	4,429,454,845口	4,542,194,415口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,466,877,509円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は861,482,845円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6688円 (6,688円)	0.8103円 (8,103円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年11月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	2,865,724,523	1,524,314,236
合計	2,865,724,523	1,524,314,236

(平成21年11月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	3,577,813,076	102,795,472
合計	3,577,813,076	102,795,472

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	(自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	(自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1.取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約ではありません。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	3,825,411,969円	4,429,454,845円
期中追加設定元本額	1,586,322,992円	1,779,469,614円
期中一部解約元本額	982,280,116円	1,666,730,044円
期末元本額	4,429,454,845円	4,542,194,415円
2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	888,443,078円	999,667,768円
ドイチェ・ライフ・プラン50	1,431,682,617円	1,460,757,302円
ドイチェ・ライフ・プラン70	566,557,130円	593,763,408円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	3,562,020円	3,865,828円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	12,004,915円	11,535,075円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	11,836,355円	11,647,649円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	130,767,863円	140,556,398円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	312,193,166円	309,672,737円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	293,614,390円	283,632,065円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	245,916,946円	264,818,868円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	314,698,710円	270,963,635円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	218,177,655円	191,313,682円

(3)附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	EXXON MOBIL CORP	6,500	72.47	471,055.00	
	SCHLUMBERGER LTD.	15,600	65.52	1,022,112.00	
	DANAHER CORP	6,500	72.59	471,835.00	
	DEERE AND CO	4,700	47.58	223,626.00	
	FLWRSERVE CORP	7,000	104.08	728,560.00	

	WASTE MANAGEMENT INC	31,700	32.18	1,020,106.00
	UNION PACIFIC CORP	12,200	63.55	775,310.00
	APOLLO GROUP INC-CL A	18,100	53.86	974,866.00
	ITT EDUCATIONAL SERVICES INC	1,400	93.30	130,620.00
	VIRGIN MEDIA INC	49,000	16.28	797,720.00
	BEST BUY CO INC	24,400	41.88	1,021,872.00
	CVS CAREMARK CORP	36,600	30.25	1,107,150.00
	COLGATE-PALMOLIVECO	13,300	81.49	1,083,817.00
	AMGEN INC	8,300	55.41	459,903.00
	GILEAD SCIENCES INC	22,700	47.05	1,068,035.00
	MYLAN INC	19,200	17.54	336,768.00
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	61,600	16.22	999,152.00
	BANK OF AMERICA CORP	13,500	15.98	215,730.00
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	11,700	27.45	321,165.00
	CITIGROUP INC	11,000	4.05	44,550.00
	JP MORGAN CHASE&CO	22,600	42.90	969,540.00
	MORGAN STANLEY	4,500	33.09	148,905.00
	ACTIVISION BLIZZARD INC	88,400	11.69	1,033,396.00
	APPLE INC	3,900	204.45	797,355.00
	CISCO SYSTEMS INC	42,660	23.71	1,011,468.60
	HEWLETT-PACKARD COMPANY	25,000	49.91	1,247,750.00
	AT&T INC	50,300	26.25	1,320,375.00
	ENERGEN CORP	12,600	43.93	553,518.00
	ENTERGY CORP.	9,500	78.64	747,080.00
	PPL CORPORATION	33,500	30.19	1,011,365.00
小計				22,114,704.60
カナダドル	GREAT WEST LIFECO INC	21,900	23.81	521,439.00
	INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	35,000	28.97	1,013,950.00
	INTACT FINANCIAL CORP	4,400	34.96	153,824.00
	MANULIFE FINANCIAL CORP	5,400	20.07	108,378.00
小計				1,797,591.00
ユーロ	ENI SPA	16,710	17.40	290,754.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	52,800	12.45	657,624.00
	BASF SE	4,475	39.76	177,926.00
	KONINKLIJKE DSM NV	2,900	32.69	94,801.00
	VINCI SA	18,200	38.55	701,701.00
	VOLKSWAGEN AG PREFERED STOCK	4,600	61.00	280,600.00
	ANHEUSER-BUSCH INBEV	22,000	33.57	738,540.00
	BAYER AG	1,400	51.40	71,960.00
	BANCO SANTANDER SA	10,900	11.64	126,930.50
	BNP PARIBAS	13,069	57.60	752,774.40
	KBC GROUPE	3,700	33.22	122,914.00
	ALLIANZ SE	4,200	84.00	352,800.00
	TELECOM ITALIA-RNC	135,800	0.77	105,856.10
	PUBLIC POWER CORP	3,900	14.95	58,305.00
小計				4,533,486.00
イギリスポンド	BP PLC	59,600	5.81	346,335.60
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A UK	7,900	18.56	146,663.50
	BHP BILLITON PLC	18,100	18.18	329,058.00
	XSTRATA PLC	61,300	10.14	621,582.00
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	18,200	19.90	362,271.00
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	33,500	18.98	635,830.00
	SHIRE PLC	33,342	11.48	382,766.16
	VODAFONE GROUP PLC	237,841	1.37	326,080.01
小計				3,150,586.27
スイスフラン	NESTLE SA-REG	28,500	47.57	1,355,745.00
小計	CREDIT SUISSE GROUP AG	19,600	56.75	1,112,300.00
デンマーククローネ				2,468,045.00
小計				(218,520,704)
香港ドル	HOPEWELL HOLDINGS	310,000	24.50	7,595,000.00
小計				7,595,000.00
				(87,646,300)

シンガポールドル	WILMAR INTERNATIONAL LTD	31,200	6.34	197,808.00	
小計	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	220,000	2.93	644,600.00	
				842,408.00	
				(54,360,588)	
合計				3,577,813,076	
				(3,577,813,076)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 30銘柄	53.7%	55.4%
カナダドル	株式 4銘柄	4.1%	4.3%
ユーロ	株式 14銘柄	16.5%	16.9%
イギリスポンド	株式 8銘柄	12.8%	13.1%
スイスフラン	株式 2銘柄	5.9%	6.1%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	0.3%	0.3%
香港ドル	株式 1銘柄	2.4%	2.4%
シンガポールドル	株式 2銘柄	1.5%	1.5%

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

4. 「ドイチェ・外国債券マザー」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,425,994	50,499,581
コール・ローン	185,840,806	12,509,143
国債証券	3,508,118,536	3,950,127,156
未収利息	68,812,644	72,723,321
前払費用	5,120,545	581,742
流動資産合計	3,772,318,525	4,086,440,943
資産合計	3,772,318,525	4,086,440,943
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	2,954,368,789	2,881,115,755
剰余金		
剰余金又は欠損金()	817,949,736	1,205,325,188
元本等合計	3,772,318,525	4,086,440,943
純資産合計	3,772,318,525	4,086,440,943
負債純資産合計	3,772,318,525	4,086,440,943

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	(自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によるのが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1. 受益権の総数	2,954,368,789口	2,881,115,755口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2769円 (12,769円)	1.4184円 (14,184円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年11月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	3,508,118,536	33,189,023
合計	3,508,118,536	33,189,023

(平成21年11月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
----	-------------	-------------------------

国債証券	3,950,127,156	86,027,420
合計	3,950,127,156	86,027,420

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	(自平成19年11月16日 至平成20年11月17日)	(自平成20年11月18日 至平成21年11月16日)
1.取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約ではありません。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成20年11月17日現在)	(平成21年11月16日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	3,985,429,467円	2,954,368,789円
期中追加設定元本額	74,838,768円	79,562,431円
期中一部解約元本額	1,105,899,446円	152,815,465円
期末元本額	2,954,368,789円	2,881,115,755円
2.元本の内訳		
ドイチェ・ライフ・プラン30	1,118,537,027円	1,095,898,126円
ドイチェ・ライフ・プラン50	825,380,361円	821,684,323円
ドイチェ・ライフ・プラン70	91,491,841円	99,379,561円
ドイチェ・ライフ・プラン30VA	4,363,486円	4,249,347円
ドイチェ・ライフ・プラン50VA	6,799,768円	6,481,134円
ドイチェ・ライフ・プラン70VA	1,932,729円	1,932,729円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>	161,572,586円	156,177,817円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>	177,960,845円	173,003,752円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>	48,283,567円	48,283,567円
ドイチェ・グローバル・バランス<安定型>VA	304,823,100円	289,441,237円
ドイチェ・グローバル・バランス<成長型>VA	178,653,885円	152,855,952円
ドイチェ・グローバル・バランス<積極型>VA	34,569,594円	31,728,210円

(3)附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	UST 2.5% 03/31/13	2,000,000.00	2,065,546.87	
		UST 4% 02/15/15	1,000,000.00	1,081,562.50	
		UST 4.25% 08/15/13	500,000.00	546,835.93	
		UST 4.625% 11/15/16	300,000.00	332,015.62	

	UST 4.75% 08/15/17	1,000,000.00	1,112,656.25
	UST 5% 02/15/11	60,000.00	63,454.68
	UST 5.375% 02/15/31	300,000.00	344,226.56
	UST 6.125% 11/15/27	870,000.00	1,075,197.65
	UST 6.25% 05/15/30	217,000.00	275,233.98
	UST 6.375% 08/15/27	307,000.00	388,522.89
	UST 6.5% 11/15/26	350,000.00	446,769.53
	UST 7.125% 02/15/23	760,000.00	1,003,615.62
	UST 7.25% 05/15/16	1,200,000.00	1,514,718.75
	UST 9% 11/15/18	1,305,000.00	1,878,486.32
小計			12,128,843.15
カナダドル	CAN 6% 06/01/11	1,214,000.00	1,305,778.40
	CAN 8% 06/01/23	437,000.00	621,282.90
小計			1,927,061.30
ユーロ	BGB 4.25% 09/28/13	960,000.00	1,029,792.00
	BGB 5% 09/28/12	500,000.00	544,350.00
	BTPS 3.5% 06/01/14	500,000.00	516,950.00
	BTPS 5.5% 11/01/10	1,055,000.00	1,101,631.00
	BTPS 6% 05/01/31	250,000.00	290,950.00
	DBR 3.25% 07/04/15	500,000.00	516,100.00
	DBR 3.75% 01/04/17	1,000,000.00	1,052,100.00
	DBR 4.75% 07/04/28	460,000.00	500,664.00
	DBR 4.75% 07/04/34	1,100,000.00	1,201,090.00
	DBR 5.25% 01/04/11	770,000.00	808,500.00
	DBR 5.25% 07/04/10	190,000.00	195,529.00
	DBR 6% 06/20/16	500,000.00	594,350.00
	DBR 6.25% 01/04/24	1,400,000.00	1,775,060.00
	DBR 6.25% 01/04/30	197,500.00	253,669.00
	DBR 6.5% 07/04/27	410,000.00	534,640.00
	FRTR 3% 10/25/15	1,000,000.00	1,010,700.00
	FRTR 4% 04/25/13	150,000.00	159,705.00
	FRTR 4.75% 10/25/12	157,500.00	170,714.25
	FRTR 6% 10/25/25	950,000.00	1,167,550.00
	FRTR 8.5% 04/25/23	980,000.00	1,444,520.00
	FRTR 8.5% 10/25/19	350,000.00	495,145.00
	GGB 5.25% 05/18/12	1,405,000.00	1,504,333.50
	RAGB 4.65% 01/15/18	600,000.00	652,740.00
小計			17,520,782.75
イギリスポンド	UKT 5% 03/07/25	931,000.00	1,012,183.20
	UKT 5% 09/07/14	1,138,000.00	1,254,645.00
小計			2,266,828.20
スウェーデンクローナ	SGB 4.5% 08/12/15	1,500,000.00	1,625,745.00
小計		1,500,000.00	1,625,745.00
合計			3,950,127,156
			(3,950,127,156)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 14銘柄	26.5%	27.5%
カナダドル	国債証券 2銘柄	4.0%	4.1%
ユーロ	国債証券 23銘柄	57.3%	59.3%
イギリスポンド	国債証券 2銘柄	8.3%	8.6%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	0.5%	0.5%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

(平成21年12月30日現在)

資産総額	9,772,787,082円
負債総額	29,695,820円
純資産総額(-)	9,743,091,262円
発行済数量	10,068,396,382口
1 単位当たり純資産額(/)	0.9677円

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

(平成21年12月30日現在)

資産総額	6,981,884,651円
負債総額	15,055,527円
純資産総額(-)	6,966,829,124円
発行済数量	8,135,067,654口
1 単位当たり純資産額(/)	0.8564円

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

(平成21年12月30日現在)

資産総額	1,510,932,182円
負債総額	4,383,367円
純資産総額(-)	1,506,548,815円
発行済数量	1,968,189,228口
1 単位当たり純資産額(/)	0.7654円

(参考情報) マザーファンドの現況

各マザーファンドの純資産額計算書

「ドイチェ・日本株式マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産総額	5,742,314,573円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	5,742,314,573円
発行済数量	7,630,515,876口
1 単位当たり純資産額(/)	0.7525円

「ドイチェ・日本債券マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産総額	12,224,860,326円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	12,224,860,326円
発行済数量	10,104,832,814口
1 単位当たり純資産額(/)	1.2098円

「ドイチェ・外国株式マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産総額	3,862,776,340円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	3,862,776,340円
発行済数量	4,553,299,036口
1 単位当たり純資産額(/)	0.8483円

「ドイチェ・外国債券マザー」

(平成21年12月30日現在)

資産総額	4,047,929,878円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	4,047,929,878円
発行済数量	2,867,490,039口
1 単位当たり純資産額(/)	1.4117円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

「ドイチェ・ライフ・プラン30」

	設定数量(口)	解約数量(口)
第2期計算期間 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	18,388,296,852	810,664,399
第3期計算期間 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	16,047,893,656	5,195,391,978
第4期計算期間 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	8,146,122,077	5,672,269,996
第5期計算期間 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	2,364,324,684	7,535,811,820
第6期計算期間 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	1,779,134,959	6,861,671,763
第7期計算期間 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	1,358,760,530	7,742,422,323
第8期計算期間 (平成17年11月16日～平成18年11月15日)	1,175,291,773	5,692,549,876
第9期計算期間 (平成18年11月16日～平成19年11月15日)	913,254,573	3,304,169,977
第10期計算期間 (平成19年11月16日～平成20年11月17日)	849,310,267	2,001,287,282
第11期計算期間 (平成20年11月18日～平成21年11月16日)	777,769,677	1,047,257,905

「ドイチェ・ライフ・プラン50」

	設定数量(口)	解約数量(口)
第2期計算期間 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	16,859,499,661	206,669,211
第3期計算期間 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	17,736,321,464	1,431,514,587
第4期計算期間 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	4,114,259,596	3,830,415,233
第5期計算期間 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	1,537,382,796	7,598,346,508
第6期計算期間 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	1,077,792,775	5,227,438,725
第7期計算期間 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	894,837,362	8,424,036,086
第8期計算期間 (平成17年11月16日～平成18年11月15日)	908,232,282	5,550,417,498
第9期計算期間 (平成18年11月16日～平成19年11月15日)	666,843,053	2,852,531,209
第10期計算期間 (平成19年11月16日～平成20年11月17日)	565,811,323	1,264,849,337
第11期計算期間 (平成20年11月18日～平成21年11月16日)	553,428,505	694,500,243

「ドイチェ・ライフ・プラン70」

	設定数量(口)	解約数量(口)
第2期計算期間 (平成11年11月16日～平成12年11月15日)	1,025,781,963	97,639,054
第3期計算期間 (平成12年11月16日～平成13年11月15日)	1,343,867,742	126,539,373
第4期計算期間 (平成13年11月16日～平成14年11月15日)	954,611,399	1,032,322,473
第5期計算期間 (平成14年11月16日～平成15年11月17日)	558,558,317	445,781,488
第6期計算期間 (平成15年11月18日～平成16年11月15日)	402,651,328	533,586,745
第7期計算期間 (平成16年11月16日～平成17年11月15日)	352,967,409	910,534,933

第8期計算期間 (平成17年11月16日～平成18年11月15日)	506,317,105	784,499,772
第9期計算期間 (平成18年11月16日～平成19年11月15日)	305,273,900	639,485,440
第10期計算期間 (平成19年11月16日～平成20年11月17日)	227,120,237	250,526,824
第11期計算期間 (平成20年11月18日～平成21年11月16日)	241,822,566	110,328,176

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成21年12月末日現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成21年12月末日現在）

発行済株式総数

61,560株（平成21年12月末日現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成17年10月31日 資本金を金1,248百万円から金1,998百万円へ増額

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通しならびに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引

法に定める投資助言業務を行っています。

平成21年12月末日現在、委託会社の運用するファンドは82本、純資産総額は590,226百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	42,486百万円
	追加型	株式投資信託	58本	448,319百万円
私募	追加型	株式投資信託	23本	99,421百万円
合計			82本	590,226百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	* 2	2,154,472	* 2	1,768,033
前払費用		42,854		20,809
未収委託者報酬		3,406,055		1,129,811
未収運用受託報酬		201,729		87,545
未収投資助言報酬		197,166		266,854
未収収益		178,631		85,323
繰延税金資産		224,664		-
立替金	* 2	148,320	* 2	50,428
未収消費税等		-		51,466
為替予約		-		41,957
その他流動資産		2,624		12,964
流動資産合計		6,556,518		3,515,195
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	* 1	1,795	* 1	48,623
無形固定資産合計		1,795		48,623
投資その他の資産				
長期差入保証金		25,000		25,200
敷金		24,696		23,100
投資その他の資産合計		49,696		48,300
固定資産合計		51,492		96,924
資産合計		6,608,010		3,612,119

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	85,020	59,914
未払収益分配金	2,503	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	1,739,478	575,892
その他未払金	5,146	5,928
未払費用	* 2 1,585,202	* 2 1,200,116
未払法人税等	17,782	6,340
賞与引当金	69,967	79,648
未払消費税等	132,481	-
その他流動負債	3,956	-
流動負債合計	3,643,048	1,929,352
固定負債		
退職給付引当金	792,135	880,823
長期未払費用	310,355	189,912
固定負債合計	1,102,491	1,070,736
負債合計	4,745,539	3,000,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金	1,080,000	1,080,000
資本剰余金合計	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,545,529	2,795,968
利益剰余金合計	1,545,529	2,795,968
株主資本合計	1,862,470	612,031
純資産合計	1,862,470	612,031
負債・純資産合計	6,608,010	3,612,119

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,122,698	8,885,526
運用受託報酬	882,950	414,943
投資助言報酬	240,231	295,004
その他営業収益	515,253	277,728
営業収益合計	14,761,134	9,873,202
営業費用		
支払手数料	6,260,708	4,248,615
広告宣伝費	719,517	224,220
公告費	245	1,160
調査費	145,596	143,673
委託調査費	1,164,143	944,269
情報機器関連費	* 1 278,223	* 1 221,823
委託計算費	47,466	40,729
通信費	9,025	13,448
印刷費	235,927	182,917
協会費	5,974	8,853
諸会費	1,085	953
諸経費	9,121	111,304
営業費用合計	8,877,035	6,141,969
一般管理費		
役員報酬	55,289	57,669
給料・手当	1,131,861	1,274,106
賞与	861,214	437,874
交際費	167,754	78,253
寄附金	10,261	10,500
旅費交通費	101,673	92,517
租税公課	22,206	22,696
不動産賃借料	321,205	341,325
退職給付費用	370,773	117,819
固定資産減価償却費	4,876	4,136
福利厚生費	* 1 300,086	361,650
業務委託費	* 1 1,501,143	* 1 1,105,512
退職金	7,703	18,703
諸経費	155,010	106,289
一般管理費合計	5,011,062	4,029,053
営業利益又は営業損失()	873,035	297,820
営業外収益		
その他	1,201	1,380
営業外収益合計	1,201	1,380
営業外費用		
為替差損	61,837	19,360
その他	9,340	1,269
営業外費用合計	71,177	20,629
経常利益又は経常損失()	803,060	317,069
特別損失		
投資有価証券売却損	-	371,564
割増退職金	-	163,860
確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	89,608
その他の特別損失	-	78,024
特別損失合計	-	703,058
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	803,060	1,020,128
法人税、住民税及び事業税	4,135	5,647
法人税等調整額	224,664	224,664
法人税等合計	228,799	230,311
当期純利益又は当期純損失()	1,023,589	1,250,439

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,328,000	2,328,000
当期末残高	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,080,000	1,080,000
当期末残高	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,569,118	1,545,529
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,545,529	2,795,968
株主資本合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031
純資産合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	1,023,589	1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031

重要な会計方針

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1)無形固定資産 同左
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。 (2)賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理していましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理していましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		(追加情報) 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が当事業年度中であることから、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。なお、これに伴う当事業年度への損益の影響はありません。また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>金融商品取引法の施行及び投資運用業等統一経理基準(旧 投資顧問業統一経理基準の制定について)の改正に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問(助言)契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ478,694千円、114,718千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託契約および投資顧問(助言)契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」はそれぞれ、929,495千円、222,752千円であります。</p> <p>なお、上記変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。</p>	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 48,620 千円	1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 40,031 千円
2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 732,977 千円 立替金 1,480 千円 未払費用 241,209 千円	2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 654,799 千円 立替金 3,062 千円 未払費用 386,677 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 5,480 千円 福利厚生費 4,211 千円 業務委託費 568,591 千円	1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 13,151 千円 業務委託費 308,465 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）				当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計		器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	466,660	626,567	1,093,228千円	取得価額相当額	458,345	626,567	1,084,912千円
減価償却累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円	減価償却累計額相当額	324,775	274,297	599,073千円
期末残高相当額	170,867	386,892	557,760千円	期末残高相当額	133,569	352,270	485,839千円
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
110,667千円				101,449千円			
1年超				1年超			
565,821千円				469,698千円			
合計				合計			
676,488千円				571,148千円			
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
81,324千円				97,089千円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
63,511千円				68,479千円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
7,219千円				6,249千円			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

（有価証券関係）

当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
売却額（千円）	-	128,435
売却益の合計額（千円）	-	-
売却損の合計額（千円）	-	371,564

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は通常の取引範囲における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。	(1) 取引の内容及び利用目的等 同左
(2) 取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。	(2) 取引に対する取組方針 同左
(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。	(3) 取引に係るリスクの内容 同左
(4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。	(4) 取引に係るリスク管理体制 同左

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前事業年度（平成20年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	485,662	-	481,705	3,956
合計	485,662	-	481,705	3,956

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	631,357	-	673,315	41,957
合計	631,357	-	673,315	41,957

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

（退職給付関係）

（単位：千円）

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																		
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行することとしました。</p>																																		
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日）</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付債務</td><td>280,690</td></tr> <tr><td>(2)年金資産</td><td>104,118</td></tr> <tr><td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>176,571</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>67,133</td></tr> <tr><td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>5,852</td></tr> <tr><td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>115,291</td></tr> <tr><td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>676,844</td></tr> <tr><td>(8)退職給付引当金 (6)+(7)</td><td>792,135</td></tr> </table>	(1)退職給付債務	280,690	(2)年金資産	104,118	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	176,571	(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133	(5)未認識数理計算上の差異	5,852	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	115,291	(7)特別退職慰労引当金	676,844	(8)退職給付引当金 (6)+(7)	792,135	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日）</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付債務</td><td>399,679</td></tr> <tr><td>(2)年金資産</td><td>212,231</td></tr> <tr><td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>187,448</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>49,253</td></tr> <tr><td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>40,355</td></tr> <tr><td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>97,839</td></tr> <tr><td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>693,375</td></tr> <tr><td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>89,608</td></tr> <tr><td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td><td>880,823</td></tr> </table> <p>平成21年5月の、適格退職年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度への移行に伴う発生する損失見積り額を、退職給付引当金として計上しています。</p>	(1)退職給付債務	399,679	(2)年金資産	212,231	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448	(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253	(5)未認識数理計算上の差異	40,355	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839	(7)特別退職慰労引当金	693,375	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823
(1)退職給付債務	280,690																																		
(2)年金資産	104,118																																		
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	176,571																																		
(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133																																		
(5)未認識数理計算上の差異	5,852																																		
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	115,291																																		
(7)特別退職慰労引当金	676,844																																		
(8)退職給付引当金 (6)+(7)	792,135																																		
(1)退職給付債務	399,679																																		
(2)年金資産	212,231																																		
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	187,448																																		
(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253																																		
(5)未認識数理計算上の差異	40,355																																		
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	97,839																																		
(7)特別退職慰労引当金	693,375																																		
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																		
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	880,823																																		
<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)</p> <table border="1"> <tr><td>(1)勤務費用</td><td>108,222</td></tr> <tr><td>(2)利息費用</td><td>8,723</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>1,117</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,590</td></tr> <tr><td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>235,633</td></tr> <tr><td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>9,721</td></tr> </table>	(1)勤務費用	108,222	(2)利息費用	8,723	(3)期待運用収益（減算）	1,117	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633	(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721	<p>3. 退職給付費用に関する事項 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)</p> <table border="1"> <tr><td>(1)勤務費用</td><td>111,906</td></tr> <tr><td>(2)利息費用</td><td>8,141</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>2,344</td></tr> <tr><td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,379</td></tr> <tr><td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>5,746</td></tr> <tr><td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>3,516</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>117,819</td></tr> <tr><td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>89,608</td></tr> <tr><td>(8)割増退職金</td><td>163,860</td></tr> <tr><td>(9)その他</td><td>15,170</td></tr> <tr><td>計</td><td>386,458</td></tr> </table>	(1)勤務費用	111,906	(2)利息費用	8,141	(3)期待運用収益（減算）	2,344	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746	(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516	退職給付費用	117,819	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(8)割増退職金	163,860	(9)その他	15,170	計	386,458
(1)勤務費用	108,222																																		
(2)利息費用	8,723																																		
(3)期待運用収益（減算）	1,117																																		
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590																																		
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633																																		
(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721																																		
(1)勤務費用	111,906																																		
(2)利息費用	8,141																																		
(3)期待運用収益（減算）	2,344																																		
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379																																		
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	5,746																																		
(6)数理計算上の差異の費用処理額	3,516																																		
退職給付費用	117,819																																		
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																		
(8)割増退職金	163,860																																		
(9)その他	15,170																																		
計	386,458																																		
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2)割引率</td><td>2.10%</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益率</td><td>1.50%</td></tr> <tr><td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr><td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.10%	(3)期待運用収益率	1.50%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table border="1"> <tr><td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr><td>(2)割引率</td><td>2.20%</td></tr> <tr><td>(3)期待運用収益率</td><td>1.40%</td></tr> <tr><td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr><td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.20%	(3)期待運用収益率	1.40%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年														
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																		
(2)割引率	2.10%																																		
(3)期待運用収益率	1.50%																																		
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																		
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																		
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																		
(2)割引率	2.20%																																		
(3)期待運用収益率	1.40%																																		
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																		
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																		

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)	(繰延税金資産)
賞与引当金損金算入否認額 41,381 千円	賞与引当金損金算入否認額 32,417 千円
未払費用否認額 767,641 千円	未払費用否認額 565,741 千円
未払事業税 7,122 千円	未払事業税 216 千円
退職給付引当金損金算入否認額 306,701 千円	退職給付引当金損金算入否認額 358,495 千円
繰越欠損金 533,102 千円	繰越欠損金 1,010,937 千円
その他 17,202 千円	その他 7,169 千円
繰延税金資産小計 1,673,149 千円	繰延税金資産合計 1,974,977 千円
評価性引当金 1,448,485 千円	評価性引当金 1,974,977 千円
繰延税金資産合計 224,664 千円	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産の純額 224,664 千円	繰延税金資産の純額 -
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費否認額 13.7%	交際費否認額 3.1%
役員賞与否認額 8.4%	役員賞与否認額 2.0%
評価性引当金 92.3%	評価性引当金 51.6%
住民税均等割 0.5%	住民税均等割 0.6%
その他 1.5%	その他 7.1%
税効果会計適用後の法人税の負担率 27.8%	税効果会計適用後の法人税の負担率 22.6%

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,357,824 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	なし	資金預入, サービスの 提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT, 管理部門 サービス	- 484,665 89,406	預金 未払費用	732,977 241,209

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	63,728 百万円	証券業	なし	1名	サービスの 提供	*3 IT, 管理部門 サービス	601,601	未払費用	468,476
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*6 委託調査	549,527	未払費用	145,615
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*5 その他営業 収益	133,146	未収収益	84,329
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業 収益	31,891 94,020 59,798	未収収益	138,601
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	なし	投資一任、 助言契約 サービスの 提供	*4 投資助言報酬 *4 運用受託報酬	81,784 26,495	未収収益	111,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,461,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	267,087 54,530	預金 未払費用	654,799 - 386,677

（イ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門 サービス	607,419	未払費用	160,901
親会社の 子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	416,588	未払費用	142,985
親会社の 子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収 益	52,025	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニュー ヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬	65,872 60,622	未収収益	139,804
親会社の 子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	113,891	未収収益	97,433
親会社の 子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス 業	なし	サービスの提供	*6 不動産賃借料 *2 マネージメントサービス	333,276 58,096	-	-
親会社の 子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニュー ヨーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収 益 *3 IT、管理部門 サービス *6 委託調査	32,296 40,251 47,922 55,937 173,217	未収収益 未払費用	99,424 90,707
親会社の 子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミ ントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収 益	104,590	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600 千香港ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	54,317	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリアシドニー	23,000 千豪ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	56,804	-	-
親会社の子会社	RREEF Management L.L.C.	米国ウィルミントン	1 千ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,244	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	96,700 千SGドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	49,951	-	-
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬	82,580	-	-
親会社の子会社	D W S Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,216	未払費用	46,926
親会社の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	52,417	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	40,001円 51銭	13,144円 99銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）	21,984円 30銭	26,856円 51銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下の通りであります。2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	1,023,589	1,250,439
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	1,023,589	1,250,439
期中平均株式数	46,560	46,560

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
	<p>1. 増資について 平成21年5月1日付取締役会決議に基づく、平成21年5月8日開催の臨時株主総会での決議に基づき、平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資により新株式を次のとおり発行し、払込は5月29日に完了しました。</p> <p>(1) 発行新株株式数 普通株式 15,000株</p> <p>(2) 発行価額 1株につき 100,000円</p> <p>(3) 発行価額の総額 1,500,000,000円</p> <p>(4) 資本組入額の総額 750,000,000円</p> <p>2. 事業効率化に伴う人員の減少 当社は市場環境の変化に適応するために、平成21年4月より事業を効率化し、人員の適正配置を進めております。これに伴い追加で発生する退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成22年3月期に特別損失として計上する予定です。</p>

[次へ](#)

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,287,894
前払費用		15,208
未収入金	1	2,028
未収委託者報酬		1,551,802
未収運用受託報酬		109,067
未収投資助言報酬		121,109
未収収益		80,815
立替金		55,119
その他流動資産		527
流動資産計		5,223,573
固定資産		
無形固定資産	2	43,299
投資その他の資産		25,369
固定資産計		68,669
資産合計		5,292,242
負債の部		
流動負債		
預り金		71,319
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		806,643
その他未払金		5,801
未払費用		1,650,753
未払法人税等		12,520
賞与引当金		176,373
その他流動負債		18,986
流動負債計		2,743,910
固定負債		
退職給付引当金		915,865
長期未払費用		149,616
固定負債計		1,065,482
負債合計		3,809,393
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,425,150
利益剰余金計		3,425,150
株主資本計		1,482,849
純資産合計		1,482,849
負債・純資産合計		5,292,242

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成21年4月1日
		至 平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,925,741
運用受託報酬		130,156
投資助言報酬		96,179
その他営業収益		118,900
営業収益計		3,270,977
営業費用		
支払手数料		1,434,922
その他営業費用		551,593
営業費用計		1,986,515
一般管理費	1	1,729,132
営業損失()		444,670
営業外収益	2	8,315
営業外費用	3	17,180
経常損失()		453,535
特別損失	4	172,740
税引前中間純損失()		626,276
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純損失()		629,181

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,328,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,080,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,795,968
当中間期変動額	
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	629,181
当中間期末残高	3,425,150
株主資本合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849
純資産合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が前事業年度中であることから、前事業年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収入金」として表示しております。	
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア 45,355千円	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,323千円
2 営業外収益の主要項目 雑益	7,373千円
3 営業外費用の主要項目 為替差損	17,180千円
4 特別損失の主要項目 割増退職金	172,740千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	46,560	15,000	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	451,586 千円	626,567 千円	1,078,153 千円
減価償却累計額相当額	332,937 千円	290,077 千円	623,015 千円
中間期末残高相当額	118,649 千円	336,489 千円	455,138 千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		97,241 千円	
1年超		515,193 千円	
合計		612,435 千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		44,757 千円	
減価償却費相当額		29,615 千円	
支払利息相当額		2,927 千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
為替予約取引			
売建	-	-	-
買建	931,868	913,024	18,844
合計	931,868	913,024	18,844

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	24,087 円87銭
1株当たり中間純損失金額	11,075 円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記述して
おりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純損失(千円)	629,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純損失(千円)	629,181
期中平均株式数	56,806

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名 称	住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（平成21年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成21年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成21年9月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円 (平成21年9月末日現在)	
マネックス証券株式会社	7,425百万円 (平成21年9月末日現在)	
野村證券株式会社	10,000百万円 (平成21年9月末日現在)	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円 (平成21年10月1日現在)	
楽天証券株式会社	7,477百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社伊予銀行、(注1)	20,948百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社群馬銀行	48,652百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社京葉銀行	49,759百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社四国銀行	25,000百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社十六銀行、(注2)	36,839百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社荘内銀行	14,200百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社常陽銀行	85,113百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社南都銀行	29,249百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社八十二銀行	52,243百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社肥後銀行	18,128百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社百五銀行	20,000百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社広島銀行	54,573百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社福井銀行	17,965百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社北越銀行	24,538百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社北海道銀行	93,524百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社北國銀行	26,673百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社みずほ銀行、(注3)	700,000百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社みなと銀行、(注4)	27,484百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円 (平成21年9月末日現在)	
株式会社新生銀行	476,296百万円 (平成21年9月末日現在)	

中央三井信託銀行株式会社、(注4)	399,697百万円 (平成21年9月末日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円 (平成21年9月末日現在)	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、損害保険業を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

(注1) ドイチェ・ライフ・プラン50のみの取扱いとなります。

(注2) ドイチェ・ライフ・プラン70のみの取扱いとなります。

(注3) ドイチェ・ライフ・プラン30のみの取扱いとなります。

(注4) ドイチェ・ライフ・プラン30/50のみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社及びドイツ証券株式会社の最終的な親会社は、ドイツ銀行です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙及び裏表紙に、(i)委託会社の名称、本店の所在地及びロゴマーク、()申込取扱場所である販売会社の名称及びロゴマーク、()ファンドの形態及びロゴマークを記載することがあります。また、図案を採用することがあります。
- (2) 目論見書の巻末に、用語の解説を添付することがあります。
- (3) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「交付目論見書の概要」等として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 交付目論見書の巻末に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (8) 交付目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成及び当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (9) ファンドの運用状況に関する情報を、日次、週次、月次などのデータとして、文章、数値、表、グラフ等に表示することがあります。その際、当該実績は過去のものであり、将来の投資成果等を約束するものではない旨を注記することがあります。なお、データは適時、更新されます。
- (10) 投信評価機関、投信評価会社等からのファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

(11) 以下の趣旨の事項の全部または一部を目論見書の表紙裏に記載することがあります。

投資信託は、株式・債券など値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託は、預金保険の対象または保険契約者保護機構の保護対象にはなりません。

登録金融機関を通じて購入された投資信託は、投資者保護基金による支払い対象にはなりません。

投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証及び利回り保証をするものではありません。

投資信託の購入者は、投資した資産の減少を含むリスク（元本割れリスク）を負います。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン30の平成20年11月18日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン30の平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン50の平成20年11月18日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン50の平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン70の平成20年11月18日から平成21年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン70の平成21年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資を行い、平成21年5月29日に払込を完了した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月より事業の効率化、人員の適正配置を進めており、平成22年3月期に割増退職金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン30の平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン30の平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン50の平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン50の平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月25日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ライフ・プラン70の平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ライフ・プラン70の平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[前へ](#) [次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 秀行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)